重要文化財 文永寺石室・五輪塔修理工事報告書

重要文化財 文永寺石室・五輪塔修理工事報告書

重要文化財 文永寺石室・五輪塔保存修理委員会

石室と五輪塔は二基組合せ一組となり長野県飯田市下久堅南原部落の文永寺門前にある。

石室と五輪塔はともに昭和五年文部省告示第一六一号により国宝に指定されたものであり、 五輪塔は我国で一番早く指

定を受けた鎌倉期の技法の優れた石造建造物であり、石室については我国で三番目に指定されたものである。

旦つ沈下傾斜を生ずるに至り、 弘安六年(一二八三)の建立以来、雨露にさらされて今日に至ったが、近年石室全体にわたり風化破損が著しく進み、 修理保存につき、文化庁をはじめ、長野県および飯田市の関係者の指導・援助により、

回の修理となったものである。

る。 要して、 はじめ、 修理 事業費は総額八百八十万円、 解体修理工事が行なわれ、 関係者の喜びこれに過ぎるものはなく、この貴重な石造文化財を永く後世に伝える所信をあらたにするものであ 同年十二月滞りなく完了、 国・長野県並びに飯田市より補助を受け、昭和六十一年七月着工、 往時を偲ぶ建物の再現を見るに至った。 工事期間六箇月を 所有者である寺を

この報告書は、 工事の記録と工事中の調査に基づく各種資料をまとめたもので、この文化財を広く世に紹介すると共に、

後世に伝える資料として活用されることを願うものである。

編集に当られた財団法人文化財建造物保存技術協会の各位に対して心から謝意を表する。 御指導御助言を寄せられました文化庁・長野県・飯田市その他の関係各位並びに工事の設計監理とこの報告書

重要文化財 文永寺石室・五輪塔保存修理委員会

委員長 (飯田市教育長) 福 島 稔

長野県略図

例

一、この報告書は文永寺石室・五輪塔保存修理に関する補助事業として編集刊 行したものである。

二、編集に当っては今回の工事の概要の他、工事中の調査事項及びこの石造建 造物に関する各種参考資料などをまとめた。

三、図面及び写真については、工事中作製又は撮影した多数のうちから、図面 真については修理前・後、並びに工事中の記録と各種資料写真の主要なもの については記録保存図(原図は文化庁に提出保管)とその他の説明図を、写 を掲載することとした。

四、本文、図面共表示寸法は「メートル」によったが、必要に応じて「尺」を

併記した。

五、竣工写真は飯田市・有限会社松沢カメラに委託した。

六、本書の編集及び担当は左記によった。

保存修理編集担当 財団法人 文化財建造物保存技術協会

本文 第一章、三章の一部分

工事監督 広瀬

工事主任

工事主任

岸

写真(修理前・工事中)

本文・図面

岸

茂 茂 沸

発掘調査編集担当 飯田市教育委員会

本文 第四章

図面・写真

文化係学芸員

小林

正春

調査員

佐々木嘉和

佐合 英治 桜井 弘人

6.000

重要文化財 文永寺石室・五輪塔修理工事報告書

二 五輪塔3 一 石 室3	第四節構造形成	一石室3	第三節 規 模	第二節 文化財指定	三、指 定 説 明2二、文永寺石室と五輪塔の基本形成について1一、位 置 と 現 状	第一節 概 説1	第一章 建造物の概要1	目 次
	二 支 出	第三節 工 事 費	二工事事務	実施仕	五 工事工程表	二 修 理 概 要	第一節 工事の経過及び組織4	第二章 工事内容

33 32

32

34 34 て

31

31

30 30

30

30

第 一 四 図	第一〇図	第 九 図	第 八 図	第 七 図	第六図	第 五 図	第 四 図	第 三 図	第 二 図	第 一 図	挿	74	62 73	57 } 61	39 7 56	35 ~ 38	23 } 34	15 } 22	1 14	写
土台石・屋根石の軸摺穴痕跡・	敷石	平面図	敷石	石室破損図…	鎹補強図	基礎断面図	基礎平面図…	基礎配筋図	石室傾斜	土台石・敷石石	図	発 掘	資料	類似調査(石室類)	組立工事	現状変更	解体工事	破損状況	竣工・修理前	真
石の軸摺穴痕										敷石不同沈下	目			数)						目
跡											次									次
			•							•										
19	18	17	17	15	11	9	9	8	7	7										

七

エ

立面図 (五輪塔)

五

竣

III

断面図(石室・五輪塔)

側面図(石室)

正面図(石室・五輪塔)

修理前

I

平面図(石室・五輪塔)

修理前

断面図(石室・五輪塔)

第二〇図 第一九図 第一七図 第一四図 第一三図 第一二図 第一六図 第一五図 図 土台石・敷石等平面分布図、南北方向断面図……………36 下部施設内部出土銭貨………………………39 下部施設常滑焼甕及び内部出土遺物…………………38 下部施設......37 守福寺宝殿断面図……………………………………… 22 守福寺宝殿平面図……………………………… 22 十輪院石仏龕平面図…………… 岩船寺石室平面図…………………… 面 目 次

第 章 建 造 物 の 概 要

第 一節 概

説

位 置 と 現 状

に指定されている。 流れている。市内には文永寺の他に旧小笠原家書院、開善寺山門が重要文化財 文永寺の所在する飯田市は長野県の南部に位置し、 舟下りで有名な天竜川が

か多数の坊を擁して繁栄した(注二)。 く、勅願寺として隆昌し、文明年中には本堂、阿弥陀堂、塔など主要伽藍のほ 二六四) 伊奈の地頭知久信貞を檀那とし、開山は隆毫あるいは龍亮と伝える(注 一)。京都醍醐寺理性院に属し、創立以来本寺との交流を通じて朝延の信頼も厚 文永寺は飯田市の東南、天竜川の左岸の台地上にある。開創は文永元年(一)

時期の作と見倣される。造立後の沿革については明らかでない。 よって造立されたことが知られる (注六)。五輪塔も形式手法からみて石室と同 安置する。造立年代は屋根石下面の刻銘から弘安六年(一、二八三)、神敦幸に 享保四年から十六年(一、七一九~三一)頃の再興になるものとみられる(注五)。 十年(一、六三三)伽藍を現在地に移したと伝える(注四)。現在の建物の多くは 元亀三年(一、五七二)再興されたが(注三)、武田氏滅亡後は次第に衰微し、寛永 天文二十三年(一、五五四)、武田信玄上洛の際兵火に遭って一山悉く焼亡し 石室は寺の西北の飛地境内にあって南面し、切妻造平入の石室内に五輪塔を

- (注二) 弟子龍亮を開山に迎えたとしている。なお、創立についての記載は両者で異なるが、 を受けて年号を以って寺号を賜ったとあり、『開起之由来』では文永年間、 代不詳であるが江戸時代後期の作とみられる。『略縁起』によれば、亀山天皇の勅使 の二つがある。前者は十九代住職龍善(寛政七~文政八)の誌したもの、 その後の沿革についてはほぼ同一内容である。 寺の由緒を伝える記録として寺蔵文書に『文永寺略縁起』、『文永寺開起之由来』 理性院の 後者は年
- (注三) 寺蔵文書に文明七年に行われた灌頂会の状況を記した『結縁灌頂雑記』(天正十三 塔、鐘桜等のほか密乗院と称する住房のあったことが知られる。 年写)があり、その記載及び「三昧耶戒道揚指図」によって、当時本堂、 また、天正十五年の検地帳に文永寺十二坊の名と石高がみられる。
- (注三) 緯が分かる。 天文焼失後、その再興を促す武田信玄に対する正親町天皇の綸旨。(弘治四年) 武田信玄の再興のための寄進状 (元亀三年)(いずれも文永寺所蔵) 等によって経
- (注四) 上の寺地より伽藍を残らず移したという記載がある。 『文永寺由来誌』(大正三年写、宮川和健氏蔵)に第十二世観円の代、寛永十年に
- (注五) 『略縁起』『開起之由来』に十五世英俊代に寺を中興し、護摩堂、客殿、如来之本 勅使門を建直した旨の記載がある。
- (注六) 屋根石裏面に下記の刻銘がある。

めたことが『吾妻鏡』にみえる。神敦幸は信貞の息 幕府の御家人で、正嘉二年正月の御的始に射手を勤 開基である信貞は伴野庄知久郷(現在の飯田市、豊 丘村、喬木村の一部)の地頭で、神ノ峯城主。鎌倉 子である。 この寺の檀那、知久氏の出自は神氏系と云われ、 私安六年 南部石工 月二十九日 关未十二 神敦幸造 菅原行長 神敦幸 生年六 十二歳 左衛門尉

二、文永寺石室と五輪塔の基本形成について

えるよう我国の石造建築は平安以降のものが残されて、江戸時代に至る範囲内 石造美術の権威者である川勝政太郎博士、石田茂作先生の資料によっても窺 国で第一番に指定を受けたものである。 がたいがこの頃では五輪図形とは関係がなかったと思われる。それから四十七 あるべき⋞字が水輪にあり、平安以前のものは、これ一つを知るのみで伴別し 記の如く平安時代建立の仏隆寺石室であるが建立年代は不明である。 鎌倉期の典型的美しい形態を保守して来ていて貴重なもので五輪塔としては全 塔中全国では最古のもので、石室内に安置されていて風雨に露されたことなく 山一基、 年後の仁安四年(一、一六九)に当り、岩手県中尊寺の釈尊院石造五輪塔に致 沼俊一博士、その他の学者によって全国の石造物調査がなされ、五輪塔におい 円・三角・半月・團形の五輪図が成り、これを地・水・火・風・空の五大を現 実例がなく、平安末、我が国密教に於いて創始された塔形であり、下より方・ 六年(一、二八三)建立銘のある長野県飯田市に在る当文永寺石室である。 の優れたものを文化財指定の対象とされていて現存する石室の最古のものは前 き平安期のものが五基(釈尊院を含む)。鎌倉のものが三十六基、室町七基、桃 てはじめて各輪に四門の梵字(種子)があることが注目されている。これに続 ては、保安三年(一、一二二)の銘ある京都・法勝寺出土の瓦文五輪塔で地輪に わすものと研究整理されて明治三十年頃より関野貞博士、明治三十九年より天 五輪塔は中国の唐代にあっても、我が国平安時代初頭においても、全く造立の 江戸一基が指定物件となっていて、文永寺五輪塔は鎌倉期の石造五輪 次が弘安 また

字を例挙すると次の通りである。 るのが普通で塔には所謂五輪塔四方門の種子を刻んでいる。 以下五輪塔には梵字(種子)の刻ざまれていないものもあるが、刻まれてお この種子である梵

東方発心門

负夏 4 켓 (正面

南方修行門

THE THE Ą (左面

> 発心門=東方 曙等の思想で所謂立志で薬

師如来の道

修行門 ||南方 日中等の考え方で所謂不怠

に働く世界で宝生如来の道

西方菩提門

菩提門 || 西方 暮方の思想、 回顧、 慕いの

竹高 Ė 剗 (裏面)

涅槃門= 一北方 真夜中の考え方で党の世界 世界で阿弥陀如来の道。

ર્ધ: Į: €: Ą: (右面

T.

北方涅槃門

釈迦如来の道。

空 風 火 水 地

変えて右記のような種子が刻み込まれて五輪塔形式を整えている。 てか(注一)南面(正面)に東方発心門の梵字の気もくもが書かれており、 に南方修行門、北方(裏面)に西方菩提門、東方に北方涅槃門と方位を一小間 右の如く文永寺五輪塔の建立は弘安六年であり、東南を間違えてか、 意識し 西方

(注 二) 方発心門を向けているのか、この点不明、 て現地建立時は敷地の関係で、東、 東方発心門の梵字が刻み込まれて、当文永寺と同様の状態である。 昭和五十六年修補報告書による大分県野津町五輪塔(鎌倉)も南面建、 右のことから塔は作製時四面に、四方門の種子を刻み塔自体の形体を整えておい 西 南 今後の研究課題として調査を要する。 北には拘わらず、正面に位した処へ東 この面に

三、 指 定 説 明

風雨ニ暴露サレシコトナキヲ以テ、保存尤モ良ク、形態完好ニシテ年代モ正確 二十九日、神敦幸が南都石工菅原行長ヲシテ作ラシメシモノデアル、五輪塔ハ ナルノミナラズ、此カ、ル石室ヲ有セルハ珍ラシキ例デアル ル者ニシテ、石室屋蓋ノ下面ニ刻マレタル銘文ニヨレバ、弘安六年癸未十二月 間口五尺一寸、奥行四尺九寸、高六尺ノ石室内ニ、高四尺ノ五輪塔ヲ安置セ

第二節 文 化 財 指 定

輪 直径 ○・三九四	高さ	輪 一辺(正面) 〇・四三〇	、五輪塔	屋根面積 平葺面積 三・一	面 積 屋根板石外下角内側面積 三・1	面 積 石壁内側面積 一	高 土台石上端より棟頂上まで 一・ト	高 土台石上端より屋根板石外下角まで 一・一	背面側 石壁外面より屋根板石外下角まで 〇・・	の 出 正面側 石壁外面より屋根板石外下角まで 〇・二四二	間 正面土台石・石壁間真々 一・一	行 石壁間真々 一・・・	、石室	第三節 規 模		五軸塔 一基 不造五軸塔 一夕堅戍 一匹二 下夕堅戍 二匹五十三	文永寺	石 室 一基 石造切要造 長野県坂田市 長野県坂田	名 称 員数 構造及形式 所有者 所 有者 の所 在 所 在 の	昭和五年五月二十三日 文部省告示	指定年月日
一九四 m のみ一石で	一七六 m 長石質花	200 m 二、五	壺が埋納さ	三・二三四七㎡ 地輪に接し	三・二一七一㎡ 内部床は	・一六〇五㎡ 置き。この	・七五五 m をもって目	一・二〇〇 m 床石の四	〇・一〇八 m 上げて屋根	m 石造、矩		一 : 二八九 m 一 、		総高			i :		場所	第一六一号 火 輪	
で、地・水・火輪は別石。水輪の上・下端に太枘造り出し。風・空輪	花崗岩、組上げ式、下より地・水・火・風・空輪より成る。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	だれている。正面側屋根石裏面に弘安六年癸未の刻銘がある。	こい納骨のため約一一・五㎝の石蓋付穴があいており、この下部に納骨	は全面一枚造りの床石とし、五輪塔をこの上に置き五輪塔下前寄りに	の上に両勾配付一本造り棟石を置く。	目違積の壁石積とし、平加工屋根石、正・背面二枚を棟にて突き合せ	四周に土台石を廻し、正面開放、両側、背面と三面を平加工大石二枚	根乗せ置き、前面開放。南面建。	矩形平面、切妻造り平入り。長石質花崗岩、ノミ切り仕上げ、壁石積			第四節 構造 形式	石室床石上端より空輪頂上まで	高さ	直径	高さ	直径	高さ	一辺(笠石正面)	高さ
し。風・空	る。風・空輪		ある。	の下部に納	塔下前寄り		にて突き合	加工大石二		上げ、壁石				・一六七	0.10%	〇:二五八	0・二二七	〇・二八八	〇・二六七	〇・四〇九	〇:二九一

各輪四面に梵字薬研彫りあり。 は一石で下端に太枘造り出し、地輪を石室床石中央に据置き、各輪組上げる。

工 事 内 容

第一節 工事の経過及び組織

一、着手に至るまでの経過

存技術協会に委託し、基本設計書を作成し補助金交付申請書をとりまとめて国 が生じた。これにより昭和六一年三月一七日に設計を財団法人文化財建造物保 和六一年三月一二日に文化庁より調査官が視察、緊急に保護対策を行う必要性 規定に基づく東海地震防災強化地域指定を受け、その後事業計画書を提出、 県・市に提出し、昭和六一年七月一日より工事を開始した。 石室、五輪塔は弘安六年以来七百余年を経過し、指定される以前より不同沈 壁石の傾斜等が見られた。昭和五四年八月に大規模地震対策特別措置法の

修 理 概 要

解体修理

を文化庁に提出し、 解体調査の結果破損箇所並びに改変事項も判明したので現状変更許可申請書 昭和六一年一二月一一日付をもって許可を得た。

その概要は左記の通りである。

石 地下遺構保存のため周囲にコンクリート布基礎、同スラズを打設して

遺構を保護。これにより石室を約四十㎝地上した。

五輪塔 痕跡により約十三㎝後退させ、このために現われた床石上端の納骨の ための穴に石蓋をかぶせた。

その他石材表面の劣化を防ぐため全面に防水剤吹付け、折損部はステンレス

三 工 事 運 営

鋼で補強接着した。

は財団法人文化財建造物保存技術協会に委託し、工事は指名競争入札による請 市教育委員会の指導を受けて、文永寺寺務所において執務を行った。設計監理 財文永寺石室・五輪塔保存修理工事委員会を組織し、長野県文化課並びに飯田 負工事として実施した。 工事実施に当っては、補助金等予算執行の適正と的確を計るため、重要文化

業務に当り、工事整督は必要に応じて現場に臨みそれらの総括指導に当った。 立文化財研究所技官の御来場を得て技術指導を受けた。 なお現状変更及び石材補修については随時文化庁建造物課係官並びに東京国 協会は設計監理事務所を工事現場に開設し、技術職員が常駐して設計監理の

四、 工 事 関 倸 者

長野県教育委員会

教育長	•	

文化課長補佐

文化課長

文化課文化財保護係主任 文化課長補佐兼文化財保護係長

村沢

宮下 村山

哲 正

静男

石坂 秀雄

教育長

福島

稔

工事請負者

社会教育課長 教育次長

社会教育課文化係長

社会教育課文化係学芸員

小林 池田 塩沢

正春 明人 正司 弘人

Ħ

I

事

I

程

表

常務取締役 代表取締役

重要文化財文永寺石室・五輪塔保存修理工事委員会

委員長

副委員長

委員

事務局長

事務局

所有者

工事主任

理事長

財団法人文化財建造物保存技術協会

工事監督

沸

区

工

事

事

務

請

請負

本

工

事 負 分

着

茂

広瀬 有光

悦道

期

設

体

礎

工

周囲保護栅復旧

事

仮

調 査

雑

吉川 豊

明人

間

小林

7

8

池田

正司

昭 和 61 年 度

9

10

塩沢 俊道 今雄

喜六 弘人

岩堀 舜平

橋爪 橋爪

3

屮 青島

大沢

備

考

福島 稔

唐沢

副委員長

委員

委員

委員

委員

事務局

事務局

設計監理者

小林

正春

飯田市社会教育課文化係学芸員





発掘調査

調査員

手 準 備 書 成 作 成 録 作 竣工図調整 報告書編集 報告書印刷製本

11 12 1 2

工 事 エ 事 工 事 事 エ 補修組積工事

- 5 **-**

平和工業株式会社 飯田市下久堅甲

木下

木下 貞広

雅美

佐々木嘉和・佐合英治・桜井弘人

第二節 実施仕様。 工事事務

_ 実 施 仕 様

Ą 通 則

1

総

則

合はすべて監督者の指示に従い施工した。なお実施に当っては更に詳細な仕 この仕様書は概要を示すものであって、記載外の事項又は疑問を生じた場

2 材料検収

様を定めて施工した。

一切の材料はすべて係員が検査を行い、合格したものを使用した。

3 施工図・現寸図型板

施工図は現場指示の都度、保護柵の格子割り付けは現寸図を起した。

4

基準尺度

スチールテープにより目盛を施した長さ三・六mの桧製問杖を作成し、 全

工事を通じての基準尺度とした。

(5) 材料保管

使用する材料で係員の検査に合格したものは、すべて良好な状態で保管し、

湿気・盗難・火災に対し充分な対策を講じた。

B、仮設工事

1 計 画

の寺地休耕田内に監理事務所、便所の各仮設物を建設した。調査用足代は脚 道路を挾んで石室東方の畑地を借用し、工作小屋、 石材保存場を設け近く

立足代とし、境界柵はロープ張りとした。

2 構 造

1 とし、工作小屋は単管組み、石材保存場は山土敷きとした。 調査用足代は、 高さ二・一m、歩み板は足場板用合板(規格品)二枚敷

U, 事務所は軽量鉄骨組立ハウスとし、便所は簡易組立式とした。

3 材

イ、脚立足代、 とした。 工作小屋、 水盛遣形、境界柵等に使用した材料は左記を標準

单 管 外径四八・六㎜、肉厚二・四㎜、長さ適宜、JIS規格品

附 属 品 ベース、クランプ、ジョイントなど右記の附属品、

養生シー ŀ ナイロン製、 防炎加工、 第Ⅱ類。 歩

み

板

中一四点、

厚二・八㎝、

長四mの足場用合板(規格品)。

木 材 杉一等。

そ の 他 ナイロンロープ (径一〇㎜)、 釘、 山土等。

U, 事務所及び便所は左記を標準とした。

もので見本によって監督者の承認を受けたものを使用した。 平屋建組立ハウスとし、 JIS規格に合格した形鋼によって構成された

4 脚立足代

石室の南・北面に足代を設け、調査用並びに施工補助足代とした。高二・

一mの脚立を二m間に配り、足場板をグリッパーで緊結した。

(5) 水盛遺形

切りとし、鉋掛けした水貫を監督者の指示によって指定高さに釘止めとした。 柵外に丸太杭打の遣形を設けた。杭は地中に堅固に打ち込み、頭はいすか

6 工作小屋・石材保存場

板葺、床は山土敷とし、飼木を適宜設けた。道路面側にも同様山土敷の石材 規模は四m×五m。単管組み、四周を防炎シート囲い、 屋根亜鉛引波形鉄

保存場を設けた。

⑦ 便 所

組立式とし、基礎は丸太杭打ち、便器は大小兼用とした。

8 監理事務所

9

境 界 柵 丸太木杭基礎、内部に天井及び間仕切を設けた他、製図台、棚等を設けた。

周囲保護柵の正・背面及び東面の三方と、工作小屋・石材保存場に境界柵

(高一・五m)を二m内外に打ち、杭上方にロープ張りと

した。

を設けた。

丸太杭

した。

⑩諸設備

-、 監理事務所に左記の諸設備を設けた。

話一般事務所用。

照電

給排水設備

明 設 備 (総合盤、電灯四灯、コンセント二箇、スイッチ一箇

給水管(径一三皿、塩ビ)、水道メーター、流シ、一口ガ

スコンロ

ロ、工作小屋には二口コンセント一箇を設けた。

より架空線により、水道は公営水道を利用し、同北方隣家南庭内より露出配電話は石室東北方の電話柱より架空線により、電気は石室北方三mの電柱

管とし、下水は監理事務所建設地横の農業用水路に排水した。

危害防止

工事実施に当り、法規上必要な危害防止及び衛生上のことに関して適切な

C 調査工事 施設を設け、かつ防火対策を行った。

① 実 測

各部寸法を実測し、不同沈下、傾斜等を記録した。

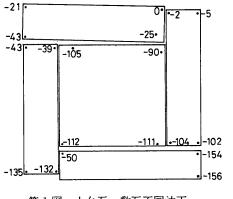
② 石材破損調査

解体終了後には、石材の破損度を再確認し、風化部補足石材規格等を調査しの添板補強位置、養生材の飼込み法、グリッパーの挾む位置の決定をした。石材の亀裂部を全て記録し、表面の劣化状態の要所は突針で計り、解体時

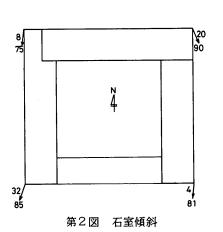
③ 痕跡調査

実施工法の詳細を決定した。

石室正面の土台石上端と屋根石下端の結界装置と床石上端の地輪痕を調査



第1図 土台石・敷石不同沈下



D 発掘調査

1 計

業の工法、地下遺構、旧地表の確認をするため発掘調査を行った。 周囲保護柵内を範囲とし、文化庁に発掘届を提出し、地盤状態、 基礎、 地

3 発掘工法

組の深さを調べるため、 方の柵内を深さ四○㎝総掘り。この時点で骨蔵器を発見し、骨蔵器周囲の石 最初に十字にトレンチを入れ、土層の断面状態を確認したのち三・五 南北方向に深さ九〇㎝のトレンチを入れた。 加四

解体工事

1 養 生

し、ビニールテープを用いて番付礼を付した。 写真撮影、 実測、 諸調査を行った後、亀裂の入った屋根石はバタ角で養生

3 解

リッパー及びナイロンバンドにて吊り卸した。バンド吊の時は石材角部にし 形の硬質ゴムパットをあてた。吊り卸しはクレーン車を用いた。 棟石一本、屋根石二枚、壁石六枚、土台石四本、敷石一枚を順序よく、グ

3 格

解体した石材は再用・繕いに区分し、同種材毎に整理して損傷がないよう

養生して格納した。

基礎工事(石室

1

計

画

クリート布基礎上にコンクリートスラブで蓋をし、この上に石室を組上げた。 地下遺構保存のため遺構周囲にコンクリート布基礎で保護し、さらにコン

2 地

1 材 料

た。 位置、

ブは現場へ所定の した布基礎とスラ

高さに据え

栗 石 五〇~一五〇點碎石

目潰し 砂 利 五~四〇篇碎石

コンクリート 筋 S 11 10 A - D | 111 · 10 E Fc : : : O kg/m スランプ一八㎝

口 工 法

鉄

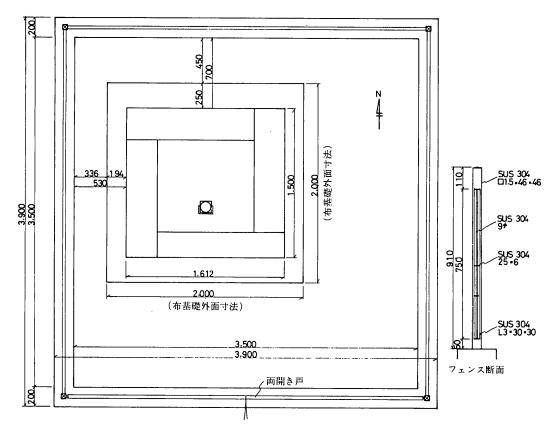
布基礎・スラブ共工場製作。布基礎は周囲に仮枠を組み主筋を上・下、中 目潰し砂利を飼込み、蛸で充分搗き固め、その上に厚六㎝の捨コンを打つ。 根切りの後、 地均しを行い割栗石を巾三〇㎝、 厚一五㎝に小羽立とし、

央に補助筋を入れ

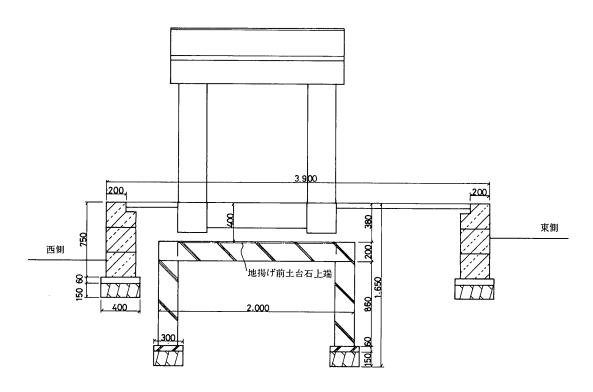
孔を明け周囲に斜 筋をダブルに配筋 寄りに一八四角の ル配筋し、中央前 十五㎝間隔にダブ ㎝間隔に配る。ス した。仮枠を取外 を施し二週間放置 ラブはタテ・ヨコ スターラップ二〇 トを流し込み養牛 生コンクリー

石 敷 土台石 土台石 SUS 304 L5:40:40 (1=200) 8 SD 30A D13@ 150 SD 30A 骨蔵器 SD 30A D 10 SD 30A

第3図 基礎配筋図



第4図 基礎平面図



第5図 基礎断面図

G 補修組積工事

1 材料及び工法

劉-弘安六年 **A**一明治

棟	屋根	屋根	墾	土	床		区	
	石()	五(2)		台				
石	町	後	石	石	<u>石</u> 花		分	
花 崗 岩	屋根石(前) 花崗岩	屋根石(後) 花崗岩	石花崗岩	石花崗岩	花崗岩	材料	当	在
げ、空積み全面ノミ切仕上	が、空積みでは、空積み	だ、空積みで、空積み	げ、空積み全面ノミ切仕上	仕上げ、空据え下端以外ノミ切	仕上げ、空据え下端以外ノミ切	工法	初	来
				A		時代別	後	n
						材料		ı
				端飼込石		エ		
				节号		法	補	法
							才 	実
挿 切 在 入 断 策	亀来の	凹部は擬石充塡 切断箇所はステンレ 切断箇所はステンレ	在来の	同右	飼石、	-	C.	施
挿入樹脂にて接着切断箇所はステンレ在来の工法通り	3ステン	凹部は擬石充塡挿入樹脂にて接着、切断箇所はステンレ在来の工法通り	在来の工法通り		生コン			n
ーレ	亀裂部ステンレス鎹補強在来の工法通り	「塡接テクリング」 「 「 「 「 「 「 「 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し	ŋ		生コン根巻き			I
ス 筋	補 強 ————	上ス端筋				ř.	去 ՝	法

全員数再用

石材表面にはSS一〇一を散布し、 亀裂部は充分注入した。

欠損部は整形しなかった。

屋根石(後)上端凹部の整形は、水が溜る状態であり凍害を避けるため上端

2

に水垂れ勾配が付く程度に擬石整形。

防 補修材料 水 (調合は重量比)

剤 主 剤 SS

0

硬 化剤 触 媒

> 接 着 剤 主

剤 アラルダイトCIIIO

硬

化 剤 エポメートB〇〇二

粘 剤 エロジール、ガラスマイクロバルーン

塡 剤 カープレックス

充 増

SUSE OB 径一三皿

鎹

ステンレス鋼

石 花 崗 岩

石粉、同前接着剤

調 合

3

防水剤

比(重量比)

触

ss O

媒

<u>=</u> % — kg

接着剤

ステンレス筋充塡用

アラルダイトCTI三〇

エポメートB〇〇二

八〇 g 100 g

000 g

カープレックス

アラルダイトYニ三〇

1009

接合面塗布用

エポメートB〇〇二

四 () g

_ 9

エロジール

アラルダイトYニニ〇

接合面接着用

四〇〇 g 1000 g

エポメートB〇〇二

エロジール

カープレックス 三五〇g 五〇9

ガラスマイクロバルーン 二〇〇 g

4 調 合 法

防水剤は前記調合比で配合したものを散布し、よく乾燥させた。

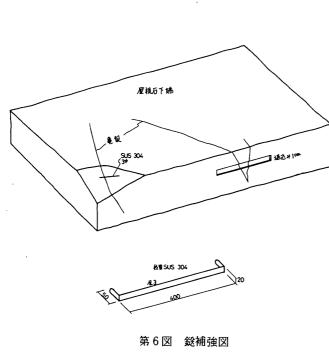
混合しやすくなる)、これにエロジール・カープレックスをかく拌しなからよ 接着剤は約七〇度の湯煎にY二三〇を入れ(高温になると粘性がなくなり

ーンを適量配合した。○○二を徐々に注ぎ込む。この樹脂にさらに用途によりガラスマイクロバルく混練し、「無添加樹脂」を作成し、次に「無添加樹脂」をかく拌しながらB

⑤ 施 工

が出来てしまう)。

林凹部に溜った時は「トルエン」で拭き取った(拭き取らないと乾燥後光沢札凹部に溜った時は「トルエン」で拭き取った(拭き取らないと乾燥後光沢亀裂部には充分流し込み表面に湧き出るよう注入し、溢れ出たS一○一が石のリーニングを行い接着前に石材全表面に防水剤S一○一を散布し、特に



付けて圧接した。をワイヤーブラシで塗布し(表面を濡らす)、次に接着用接着剤を両面に盛りをワイヤーブラシで塗布し(表面を濡らす)、次に接着用接着剤を両面に盛り着剤を充塡し、ステンレス筋を入れて乾燥させ、樹脂硬化後、塗布用接着剤接合面にステンレス筋を入れる孔を二箇所づつ明け、片方の孔に充塡用接

め込み乾燥後、ノミ仕上げを行い周囲との調和を行った。 擬石調合は前記接着剤(塗布用)を屋根石凹部に充塡し、石片・石粒を埋

⑥組積

付けた。
壁石は空積みとし、同項部で再度水平をとり、屋根石・棟石を据え位置に不陸傾斜のないよう床石・土台石を上端水平に据え付けた。

五輪塔 石室組積後、石室床石面の旧位置に据えた。

H 雑工事

修理銘板

厚二・五㎜×巾二○㎜×長四九㎝の銅板に文字を陰刻し、防錆塗を施した

後、石室内後壁に立掛けた。

跡片付・清掃

附帯工事

土敷を撤去清掃し、旧状に復旧した。

諸工事完了後仮設物を撤去し、工事区域の整地・清掃を行い、借用地の山

種類

周囲保護柵復旧、基礎石花崗岩三段積み。

② 設置理由

鉄柵は取り替えを要する時期となってきた。今回の工事に支障するため一時石室周囲には現在危害防止の保護柵があるが、設置後の径年による腐蝕で

取外すので、これを機会に取替えた。

3 料

ステンレス鋼 SUSEIO四つや消 柱 四六篇×四六篇×一・五

枠

丸棒 径九皿

二五m×六m

4 エ 法

コンクリート

石

五〇二~一五〇二 花崗岩 (支給品)

礎

石

外した砂利は石材保存場内に袋詰めにして保管、盛土後元通りに敷均した。 ランマー搗き固め後、捨コンを厚六㎝打ち込み基礎石を敷設した。柵はステ は両開き扉錠付とし、石室正面に正対させて設置した。なお、柵内に一旦取 ンレス品を加工して組み立て、基礎石の四隅に穴を穿ち、柱を差し込んだ。扉 ·四〇㎝に所定の深さまで根切り後、栗石を巾四〇㎝×厚一五㎝に敷き、

工 事 事 務

工事運営の基準

工令・文部省令・文化庁規則・飯田市工事請負契約等を参照して事業を運営し 文化財保護法・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施

В 工事組織 た。

団法人文化建造物保存技術協会に委託し、工事は請負工事として実施した。 重要文化財文永寺石室・五輪塔保存修理工事委員会を組織し、設計監理は財

С 蒄 手

昭和六一年七月一日に着手し、着工届を文化庁に提出した。

潛工準備

① 工事区域を設定し、 就業規則、 その他の工事に必要な規則を作成して実施

した。

② 工事工程とこれに関連する支払い計画を作成して実施した。

Ε 帳

確に記入した。

現金出納薄・予算差引薄・工事工程表・工事日誌その他を備え、詳細かつ正

1 調 記録作成

破損・仕様・痕跡資料・構成部材の調書を作成した。

2 図

とし、 八・五㎝、紙辺より枠内線まで四・五㎝入り巾二・五㎜のタテ・ヨコ枠を組 修理前・後、その他施工図・詳細図を作成した。修理前・後の図面は二枚 図面はケント紙に製図し、墨入れ仕上げとした(タテ六八㎝、 ヨコ九

3 写真撮影

む。

修理前及び工事中はライカ判)。 修理前・後及び工事中に必要な記録写真を撮影した(修理後はカビネ判)

G

工程報告

Ļ 工事の進行状況は、定められた書式による工程月報及び工事監督報告を作成 前者は写真添付のうえ翌月五日以内に、後者は臨場の都度文化庁に提出し

Η 現状変更 た。

旧規の判明したもの及びその他の事由により現状の変更は、要旨・説明・図

第四号で許可を得た。 面・写真等の資料を添付して文化庁に申請し、昭和 六一年一二月一一日付委保

実施計画・計画変更

更が生じたので計画変更承認申請書を作成して文化庁に申請し、 月一二日付け委保第七一号をもって許可を得た。 施計画を作成及び現状変更により工事費の増並びに経費配分の変更・仕様の変 解体工事が完了し、現状変更の許可を得て工事方針の詳細が判明したので実 昭和六二年二

修理銘板

立掛けた。 工事完了後、工事の概要を銅板に陰刻し、防錆塗を施した後、石室内後壁に

修理工事報告書

活用の適正化を計るため文化庁と協議して決めた。 報告書三○○部を刊行した。図版及び写真はコロタイプ印刷とし、配布は普及 竣工後、工事の概要・各調査結果を編集し、前記諸記録を併載した修理工事

ェ

算書の写しと共に文化庁建造物課に提出した。 原図・写真(目録添付、 して竣工後一〇日以内に長野県教育委員会に提出した。また修理前・後の図面 様書・図面の写しと工事工程の判る写真・修理工事報告書とその他資料を添付 工事完了の際は工事の経過及び結果を記載した実積報告書に精算書・実施仕 竣工のうち主要部は八ッ切)その他資料を実積報告精

第三節 工 事 費 (単年度)

_

収

入

修 総 区 本 I 土 発 解 消 理 掘 普石器消 諸境監便石工水脚 事 地 I 工 調 耗体 材 作盛立^設 具耗^查 諸 使 査 事 設界事 業 事 小遺足^工存 委 資工 損資工 負 用 経 託 分 備柵所所場屋形代事 材事 員工料材事 費 料 料 費 費 費 員 二 一二二 一一五○一一 棟棟mm 式式 二 一八 式 m 四四三三人人前前 太 数 単 一、〇三三円強 五、九〇五円 六四三円弱 価 Ξ 四 金 八 - 二五、 - 二五、 - 二五、 - 二五、 - 二五、 - 二五、 - 二五〇円 - 二五、 - 二五〇円 - 二五〇円 - 二五〇円 - 二五〇円 - 二五〇円 = 0 四七五、〇〇〇円 七五、〇〇〇円 七五、二〇〇〇円 〇、四〇〇円 六 〇 (九四〇、 三八三、三〇〇円 人()() 二六四、

五四〇円

<u>-</u> 支 出

	000年	人、人〇〇、〇〇〇田	総額
五七十七	0000 0000 円円円	六、六〇〇、 一、一〇〇、 六六〇、 四四〇、	所有者負担額飯田市補助額長野県補助額国 庫 補 助 額
備考	額	総	区 分

000E 000E 000円

額

六

000E

000E

DOOE

事		委	委	設計			I	附	-					
務	設	÷ ∀		料料	諸諸	周 砂ス鉄 利テ製 ^囲	事	带	· 一現	雑 跡修	普石雑器	補 そ補 修	基コ根	
	計	託	託	及 び	44	S. /III	•	I	搬場。	片 理 4 工	通具	の修組	ン ク 礎 リ	
経	監理	,,,		監	経経	敷 撤去復日インス冊復日保護柵取外に保護柵取外に	負	事	管 経 理 経 理	付 ^上 ・銘 清	作資	補石積	 	
費	費	料	料	理料	費费	復復外 [™] 旧旧し旧	費	費	生 費費費	掃板事	員工材料	修 工 材材事	基礎切事	
										_#	_	0	=	
	一式				一式	 ○六六 m m m			一一 式式	六 八 m' 枚	一 〇三 人 人 大 太 太 太	二一 式m	一五 式 m	
						, 六 二 <u>八</u> 三						100,	Ŧ	
										五四	〇八 一八		五、七	
						〇七〇 五五〇 円円円				五四四円強	- 八〇〇円円	OOO用	七四〇円	
-	=,	=;	=	Ę		-, -,								Ī
七三五、	四五五、	四五五、	四五五、	四五五、		 	四00、	图00、	二二二九五、五、五、二、五、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、	三六〇、	一四 一七 一二二八四	九二八八二五、	000	
、000円	, 000円	· 000円	, 000円	, 000円	五五〇〇円円	五〇〇〇〇円円円	, 000円	, 000E	、九二〇円 〇〇〇円円	0000 0000		六五〇円円	九一〇〇〇円	
H	Ä	Ä	H	H	AA		A	 円	MAN A	MAN MAN			MAM	

☆0、000円	一五、〇〇〇円	四月	事務用家具・器具
六0、000円			借料及び損料
八〇、〇〇〇円	八、000円	1 〇カット	写真撮影料
八〇、〇〇〇円			委託料
-1, 000H		一式	収 入 印 紙 手 数 料
二八、六四八円	四、七七五円弱	六月	電話、代表
三〇、六四八円			役務
11、1110円 11、1110円	1、0六0円	二缶	灯 熱 水 費
一、三〇八、六五七円 一五六、九二八円 一一六、七二九円	三、四五〇円	二 一 式 一 部	修理工事報告書等 類 複 写 真 焼 付費
三七、九九〇円 二九、四四五円 一、七四〇円	四、九〇八円弱六、三三二円弱	一 六 六 六 式 月 月 月	そ 写真・製図用品 用 紙 類 文具・薄 冊類
一一三、四〇五円			消耗品费
一、四三四、一八二円			需用费
六〇、二〇〇円		一式	特別旅費
七九、九七〇円		一式	普 通 旅 費
一四〇、一七〇円			旅
1、七三五、〇〇〇円			事 務 費

第三章 調

查

一、石

第

節

破

損

状

況

屋根石の辷り出しがみられた。地盤は表面が厚さ約一〇㎝の盛土、この下約一 mが泥層、さらにこの下は礫層となっていた。泥層は地耐力があまりない上 軟弱地盤のため正面が約一三㎝沈下し、これに伴い土台石・壁石のゆるみ、 室

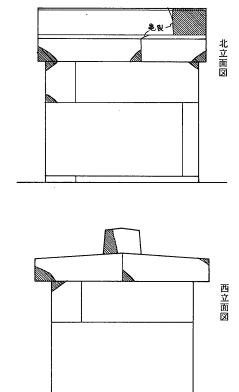
上っていた。 に周囲が水田であるために夏期は地下水位が上降し、泥層の中間位まで水位が 石材表面は経年による風化、カビの発生、後方(北面)屋根石上端に苔が密

生、隅部欠失、屋根石・棟石の欠折があった。

左側 数みられた。正面土台石を除く三方の土台石は平均に正面寄りに下がっていた。 掛り左端が跳ね上り、また上端は子供達の遊びの悪戯による摺鉢状の窪みが多 土台石は正面と背面が外方に四㎝程づれ、正面土台石は右端が壁石の荷重が (西面)北寄り上端に亀裂が入っていた。

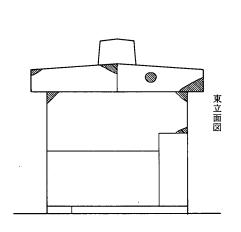
付に半円の亀裂が入っていた。 中央敷石は右下(東南)から左上(西北)斜めに向って亀裂が、また正面見

石の外部は苔が生えていた。 に傾斜し石の合羽は口があいていた。また内外共表面はカビが発生し、背面壁 壁石は全般に隅部の欠失が目立った。土台石の沈下に伴い壁石も全体に正面





南立面図



第7図 石室破損図

状態になっていた。 は、また凹部に雨水が溜まることにより苔の密生がみられた。正面(南面)屋 は石は下端中央手前より右後方に向って厚みの半分位に亀裂が入っていた。背 は石は下端中央手前より右後方に向って厚みの半分位に亀裂が入っていた。背 は、また凹部に雨水が溜まることにより苔の密生がみられた。正面(南面)屋

一、五 輪 塔

る正面(南面)側が石室に比べると少ないがやや風化している。 五輪塔は石室内部に安置してあるため比較的保存良好であるが、外部に面す

五輪塔は石室の敷石の上に載せており、この敷石へは石室壁石の荷重がかか五輪塔は石室の敷石の上に載せており、この敷石へは石室壁石の荷重がかかした状態で辛うじて納まることになる。

かったので、やむを得ず空輪の頂部を欠き落して納めたものと想像できる。てようとした時に空輪の頂部が石室の天井に当ってしまい納まることが出来なは高くなると思われる。石室に納めようとした時、風・空輪を石室内で組み立空輪頂部の欠失した寸法が判明出来ないが、推定で少なくともあと二~三㎝

第二節 現 状 変 更

更許可申請書を文化庁に提出し、許可を得て施工した。 今回の修理を機に後世の変更箇所を旧規に復することとし、次に記す現状変

一、石室

客

約四〇センチメートル地上げした。

四〇センチメートル地上げした。 石室は四周に土台石を廻し、その内部に一枚石の床石を置き、正面(南) 石室は四周に土台石を廻し、その内部に一枚石の床石を置き、正面(南)

トスラブを作って石室を支持することとした。石室の荷重が直接骨蔵器にかからぬよう、周囲に布基礎を廻してコンクリー骨蔵器は一旦取り出し、破損部を接着修理して原位置に復した。このため

二、五輪、塔

約一三センチメートル後方に移動させた。

室床石孔の石蓋の後方に位置していたと推定されるので、約一三センチメーする地輪の据え付痕も僅かながら検出されることから(注四)、 五輪塔は石心より一三センチメートル後方に心墨が縦横に残っており、この心墨に対応に安置され、石室床石の孔は地輪の下に隠れる。床石あ面には現在の五輪塔中に安置され、石室床石の孔は地輪の下に隠れる。床石の孔には前半に石蓋を

トル後方の旧位置に戻して石蓋をあらわした。

- (注一) 床下真下に深さ○・六五メートル、最大径○・六九七メートルの常滑焼の骨(注一) 床下真下に深さ○・六五メートル、最大径○・六九七メートルの常滑焼の骨
- (注:) しまな『小》に早にれていましまってす種している。このようなほど、沈下が最大で、約一三センチメートル背面より低い。(注:) 地盤は泥土が三層程あり、地表一メートル下で礫層に達する。石室は正面の

竣工

- が石蓋の後縁に一致する。在の中心より一三センチメートル後方にある。この位置に復すると、地輪前面在の中心より一三センチメートル後方にある。この位置に復すると、地輪前面五輪塔は現在正面土台石前面から石室後壁までの中央に位置する。心墨は現

平面

断面

114

85

115

115

第8図 敷石

R

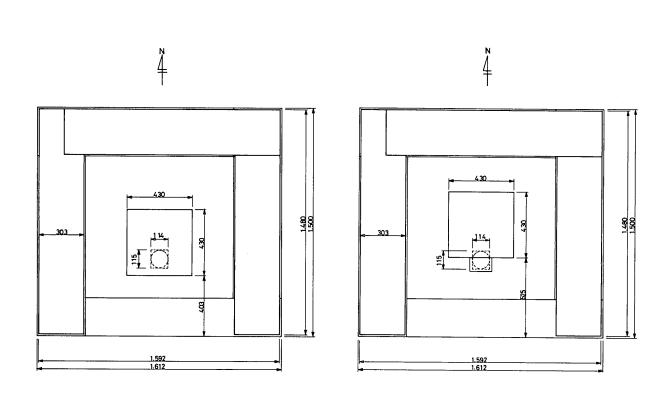
前

250

15

上面

修理前



第9図 平面図

第三節 形 式 技 法

(この項は総て「尺」を用いた)

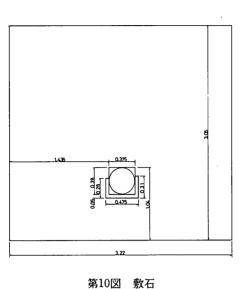
石

室

屋根石上端は○・六六強の水垂勾配を付ける。棟木は上端鎬付き。する。天井高は三・九六尺、軒の出は正面○・八寸、背面○・三五五尺とし、内部は間口三・二五五尺(壁石内々寸法)、奥行三・八八五(壁石内々寸法)と と 平面は間口五・二五五尺(壁石外々寸法)、奥行四・八八五尺(壁石外々寸法)、

A、土台石・敷石

ための孔が穿たれ上半角孔、下半丸孔となって貫通している。上端と側面(土台石との合羽)はノミ切仕上げ、上端中央前寄りに追納する敷石の大きさは間口三・二二尺、奥行三・○五尺、厚さ平均○・八五尺、



としている。○○・二尺下りを、他の三面土台石は○・三尺下りをそれぞれノミ切仕上げら○・二尺下りを、他の三面土台石は○・三尺下りをそれぞれノミ切仕上げ端・内側面(敷石との合羽)はノミ切仕上げ、外側面は西面土台石が上端か出台石は敷石を囲むように各面左側突き付けとして配列する。土台石の上土台石は敷石を囲むように各面左側突き付けとして配列する。土台石の上

B、 壁

石

屋根石を載せる。 屋根石を載せる。 屋根石を載せる。 屋根石を載せる。

C、屋根石

られる。間口広さ五・八尺、軒付厚さ○・八尺、拝み厚さ一尺。きいが、後屋根石軒付は風化が著しいため元来は前・後同じであったと考え勾配付、前・後屋根石奥行は前で三・○四尺、後で三尺あり前の方が若干大屋根石は前(南)・後(北)二枚で構成され、上端約○・六六勾配の水垂

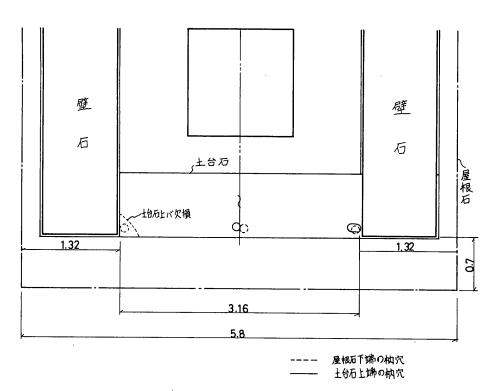
裸石

に加工している。

| 尺、上巾一・二尺、下巾一・三三尺、両端木口は屋根石ケラバと同様に垂直尺、上巾一・二尺、下巾一・三三尺、両端木口は屋根石ケラバと同様に垂直下端は屋根石水垂勾配に加工している。見付成イ○・八三尺、鎬高○・○四長さは屋根石間口広さと同じ五・八尺とし、断面は上端鎬付きの台形とし

E、石室痕跡

これに対応する屋根石下端に太枘穴が穿たれている。って、当初からとすれば組み上ってからの細工であろう。正面土台石上端とか後世のものかは判然としない。また太枘穴の細工をみると掘り方が雑であ石室正面(南面)の開放部には結界装置の痕跡があるが、当初からのもの



第11図 土台石・屋根石の軸摺穴痕跡

下端太枘造り出し、。

する太柄穴は中央を振り分けとして左右にずれている。また中央の上下対応あったと思われるが、現状はこの箇所が欠失している。また中央の上下対応右端と中央にそれぞれ太枘穴が穿たれている。なお土台石左端にも太枘穴が右端と中央にそれぞれ太枘穴は扉を吊り込むための軸摺穴とみられる。正面は不明である。そして太枘穴は扉を吊り込むための軸摺穴とみられる。正面は不明である。そして太枘穴は扉を吊り込むための軸摺穴とみられる。正面は不明である。そして太枘穴は扉を吊り込むための軸摺穴とみられる。正面は不明である。

五 輪 塔

_

る(第三章第一節二項五輪塔参考)。 風・空輪は一石造り、地・水・火輪は別造りである。風輪頂部は欠失してい

A、 地

一辺一・四二尺、髙〇・九一尺。上端太枘穴。

B、水 輪

下端径○・七二尺、最大径一・三尺、上端径○・八五尺、高○・九六尺 上・

り内側に○・四尺入った点、軒付上端は真反りとして軒付投げは垂直で、上一辺一・三五尺、軒付厚(平・隅共)○・三三尺、軒付下端の反り元は端よC、火 輪

、風・空輪

端一辺〇・五六尺、高〇・八八尺・上・下端太枘穴。

枘造り出し。空輪下端径○・六五尺、最太径○・八五尺、高○・六八尺(頂一石造り。風輪下端径○・五尺、上端径○・九五尺、高○・四二尺、下端太

部欠失の状態)。

各宗を通じて用いられるようになった塔形であり、この塔は宇宙はすべて五大五輪塔は密教に於いて胎蔵大日如来の三昧耶形とされているものであるが、

門を薬研彫で次のように刻んでいるものである。 の体を変えずして平等に一切をうるおし、 地の各輪から構成されている。 から第一章第一節二項に記したよう「キャ・カ・ラ・バ・ア」の五大種子の四 に分齎なきが如く也』と「醍醐恵瑞著八緒」に説かれている。 の惣所に依る姿なり、 の灰となし、 からなるとする思想から『五大姿、五智相を表現して上から空・風・火・水・ 「風」は三千六千世界の物所なり、 「空」は際限なき故に法界性智の周遍法界の性にして更 「地は」万物を生じ万物を成就し、 「火」は異類の物を焼きて悉く一相 大円鏡智は輪円具足一大法界 従って各輪の上 「水」は物

東方発心門 キャ ・カ ・ラ ・ バ ・ア

南方修業門 キャー・カー・ラー・バー・アー

西方菩提門 キャン・カン・ラン・バン・アン

北方涅槃門 キャク・カク・ラク・バク・アク

文永寺五輪塔に於いても一方位がずれ南面を東方発心門とし前記と同様字体

が四方に薬研彫となっている。

第四 節 類 似 調 査

石 室

石造物の内で室・龕・祠の類は件数が少ない方であって、文化財に指定され

ているものには左記がある。

仏隆寺石室 (平安時代)

奈良県宇陀郡榛原町大字赤埴

十輪院石仏龕 (鎌・前期)

> 同 奈良市十輪院町

文永寺石室 (鎌・弘安六)

岩船寺石室

(鎌・応長二)

京都府相楽郡加茂町大字岩船

長野県飯田市下久堅戍

守福寺宝殿 (室・暦応元) 岡山県岡山市下足守

戸時代、岐阜県恵那郡岩村町)等が挙げられる。 町)、庵寺跡墓地石殿(桃山時代、京都府福知山市上和市)、隆崇院石室千体仏(江 高野山・徳川秀康及び同生母長勝院石廟二 佐久郡北御牧村)、信貴山十三仏石龕(室町時代、奈良県生駒郡平群町信貴畑)、 町桧ノ牧)、福住別所二尊石仏龕(室町時代、 良時代、兵庫県加西市古法華)、十二所権現石殿(室町時代、奈良県宇陀郡榛原 王石殿(室町時代、大分県豊後高田市)、両羽神社石造龕(鎌倉時代、長野県北 以上五件が指定物件であるがこの他に指定外として、古法華三尊石仏龕(奈 |棟(桃山時代、 奈良県天理市福住別所)、富貴寺十 和歌山県伊都郡高野

仏 隆寺石

興福寺の別当修円が開基したとも伝えられる。 五〇)空海の高弟堅恵が県興継を壇主に創建した。また、一説にはそれより先 内牧谷と室生を結ぶ径路にあたり、真言宗室生寺の末寺として嘉祥三年 八

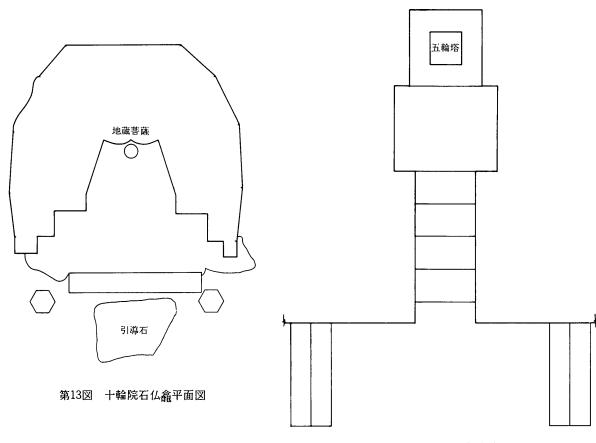
なり、 羨道と玄室を設けた本体は古墳の内部構造を地上にあらわしたような構成に 露盤を載せる 入口両側に袖石垣を付し、 主体部の上に玉石を積んで宝形造の屋根を造

十輪院石仏龕

並みとよく調和して静かな佇まいをみせている。 十輪院は興福寺の門前に拡がる旧奈良町の中央やや南寄りにあって、古い家

蔵十輪経』より十輪院と名づけられている。 子院、右大臣吉備真備の長男朝野宿禰魚養の建立という。その後、弘仁年間(八 ○~八二三)弘法大師が留錫され、本尊石造菩薩を造立させたとある。 寺伝によると当院は天正天皇(七一五~七二四)の頼願寺にして元興寺の一

裏に石仏龕が安置されている。 道路に面して南門と築地塀を廻らし、 南門を潜ると本堂があり、この本堂の



仏隆寺石室平面図 第12図

のが地蔵菩薩である。その他仁王、四天王、不動明王、

聖観音や多数の五輪塔

いる。釈迦は過去仏、弥勒は未来仏、その中間の世界にあって衆生を済度する 天女が線刻され、地蔵菩薩の脇侍として釈迦如来と弥勒菩薩が半肉彫りされて 立像は右手与願印、

石造物である。総て花崗岩の切石を用いて築造され、中央奥壁の本尊地蔵菩薩

左手宝珠の古式像で厚肉彫りである。その左右には十王、

この石仏龕は他の室・龕に比べて工芸的な美しさでは群を抜いて素晴らしい

師地蔵菩薩に引摂を乞い願ったといわれる。諸仏の視線は総て引導石の上に置

されている。中央正面の引導石は身骨を其の上に置き釈迦・弥勒、中間の大導 八宿を梵字で陰刻し、星曼茶羅風に構成されて、地蔵十王信仰と巧みに組合わ が線刻、薄肉彫りされている。観音、勢至の種子、七星、九曜、十二宮、二十

光明最勝王経序品第一」と「妙法蓮華経序品第一」の品名を刻んだ経憧'

かれる身骨に注がれるよう彫られている。

龕前面左右に立つ六角の石柱は

岩船寺は真言律宗の古刹である。岩船寺は浄瑠璃寺と直線距離一・二㎞余で

Ć

岩船寺石室

南山城の山中にある。

泉あらたに報恩院を建立した。弘仁四年皇后叡信深く堂塔を建立、岩船寺とい 八年を経て弘法、智泉両大師此の堂に於て伝法を行ってより灌頂堂となり、 一)兵火に罹り焼火、岩船寺のみ兵火よりまぬがれたが、応長の頃に再度兵火 創立は、 当時寺塔三十九坊あり境内四域十六町の広さであったが承久三年(一二一 聖武天皇天平元年に始められ、僧行基により阿弥陀堂を建立後七十

屋坊盛現が眼病平癒の恩に報わるため、不動尊像を彫刻して安置したという。 なおこの石室の北 石室は境内の東際の斜面に接して西を向いて建つ花崗岩製の石造物である。 ・南側には五輪塔・十三重塔が建っている。 寺仏によると湯

現在に至る。

にかかり堂宇も過半焼失衰運に向ったが、寛永年中徳川氏の寄進により修造し

本来は現位置の東側の裏山に所在していたとのことであり、 三門を潜り正面奥に本堂が建ち、三門東脇に宝殿が西面して建つ石造物である。 「足守荘園図」には守福寺背後の山腹に王子堂と書かれた祠が画かれ、これが Ď 守福寺は備中高松より北に約四㎞の下足守の東部に位置する。境内は南面し、 守 福寺宝殿

京都神護寺所蔵の

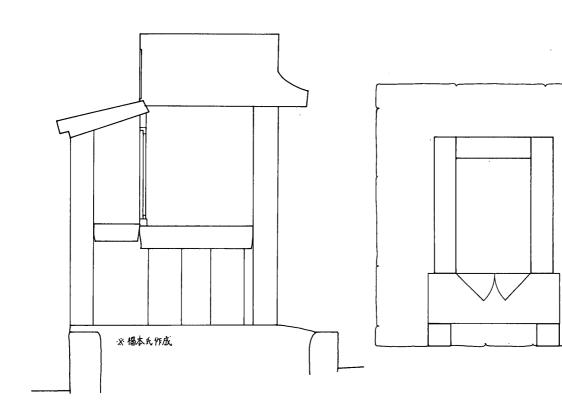
宝殿の前身であったと考えられている。

不動明王

第14図 岩船寺石室平面図

を祈願成就する」と申された。 また入減の際「我が後生の風俗にて眼病に苦しむ者あれば必ず岩船寺不動明王

を湛えている。背面壁石内面には、本尊の不動明王立像を浮彫りとする。 棟は雁振瓦を伏せた形の棟を造り出す。内部床面は地盤面より低くして、清水 石と背面壁石の上に屋根石を載せ、屋根は勾配の緩い寄棟造とし、軒を反らせ 正・側面三方は土台石を廻し、正面両端に四角い柱石を建てその間は開放と 両側面下半部は壁石を嵌め込み、背面は一枚の壁石を建て込んでいる。柱



第16図 守福寺宝殿断面図

第15図 守福寺宝殿平面図

り造した切妻造り、背面は寄棟造りとし棟は馬蹄型に造り出している。舎軒も棰型を造り出さない上端反り付きの一軒、身舎屋根正面は照り破風を造拝と身舎を別石で造り、向拝軒は棰型を造り出さずに二軒で上端反り付き、身上の金間に床石を据え、身舎内部も約同高の床石敷となっている。屋根石は向形式は縁廻りのない春日造りといえよう。背・側面を壁石で囲い、向拝石柱

装置はあったものとみえる。 身舎正面の現状は木製両開き板戸建てであり後補のものであるが、元々結界

E、両羽神社石造龕(長野県宝、鎌・正慶二年?)

対を刻み、屋根面は栃葺を表わした段状を線刻する。 台座は方形で凸状に造り出す。竿も方形縦長で下端に縁をとり、正面に鶴亀の線彫り、他の三面には樹幹の薄肉彫りと線刻の開花・青葉・結実の絵様が彫む。屋根は錣葺で大棟の両端に鴟尾をあげ、その両側には薄肉彫りの左右相対した狛犬を刻み、他の三面にも中央に階段付入口を設け、その両側には薄肉彫りの左右相対した狛犬を刻み、他の三面にも中央に階段付入口を設け、その両側には薄肉彫りの左右相対した名がを刻み、屋根面は栃葺を表わした段状を線刻の開花・青葉・結実の絵様が彫む。屋根は錣葺で大棟の両端に鴟尾をあげ、屋だるみをつけ、軒は二軒真反りた狛犬を刻み、屋根面は栃葺を表わした段状を線刻する。

ては不明である。記しているので、神祠として造立したものであることを知るほか、詳細につい近年(天保の頃か)本殿後の老松の下の土中に埋れていたのを掘り出した旨を様から後世の追記とみられる。なお信濃寺区一覧(天保五年、井出道貞著)に銘記は、前略「三月廿八日癸酉歳時正慶二」後略、とあるが字体とその彫り

F、隆崇院石室千体仏 (岩村町史跡、江・寛永九年)

標高七二一mには岩村城跡を有する。 岩村町は中央道恵那にから東南へ直線距離で一二㎞入った山中で、町の東方

護されているが元々は野晒しであった。 石室千体仏は町の西方字一色の丘上に南面して建つ。現在は鉄骨組屋根に保

賢が荒廃を嘆き、寛保元年にこれを再修した。

野が荒廃を嘆き、寛保元年にこれを再修した。

野が荒廃を嘆き、寛保元年にこれを再修した。

野が荒廃を嘆き、寛保元年にこれを再修した。

野が荒廃を嘆き、寛保元年にこれを再修した。

がおおいた。

で、丹羽氏五代約七十年が岩村城主となったが元禄一五お家騒動が原因では、一千の一部でので、後の城主として信州小諸から松平乗寿は国替えによって浜松になる。

大の一年で、中羽氏五代約七十年が岩村城主となったが元禄一五お家騒動が原因では、一千の一半減となって越後高柳へ所替えとなった。

中野は名君といわれ、石室千体仏を建立した松平乗寿は当持寺であった龍厳寺に命じ安泰繁栄を祈願して創立したもので、松平乗寿は菩提寺であった龍厳寺に命じ安泰繁栄を祈願して創立したもので、松平乗寿が岩村城の鎮護と領地の住民の石室千体仏は、寛永九年に岩村城主松平乗寿が岩村城の鎮護と領地の住民の日本が、

工は京都の若林八郎兵衛であった。 石室を改修すると共に仏像も新しく作り替え、石工は和泉国の森長兵衛、仏

仏像の中尊像は一体で大きさは身長一・四尺、座光共に三尺六寸、千体の小

像は身長○・三尺で総て木彫りで金箔を押したものである。

る。近年盗難にあい開口部を切石で塞いでしまった。 この石室は「文永寺石室」と同様花崗岩製切石で構築し、切妻造平入りであ

石室内外面に刻まれた銘文の一部を記載 。 棟石中央に上端鎬取りした四角い石を置き、四面に種子のキリークを刻む。

大檀主

従四位下行岩村侍従兼能登字源朝乗賢従四位下行値倉侍従左近将監源朝臣乗邑

南無阿弥陀仏

美濃州岩村城邑一色の千体仏再栄の記

以下略。

寬保元年辛酉夏四月十日

第五節 参 考 資 料

一、石 造 物

十棟である)。 1、重要文化財に指定されている石室、仏龕、門表(石造建築は左に掲示する

昭 47	昭 47	昭 36	昭 40	大 3	大 14	昭 27	昭 5	昭 48	指定
門及び石牆旧崇元寺第一	石 門 別比屋武御嶽	守福静	ル 母霊屋 松平秀康霊屋	石 程 章	石 仏 龕	石船 章	女 石 永 室	唐 唐 東照宮奥社 門	名称
石造三連アーチ門、左右石牆	石造一間平唐門	石造切妻造、妻入、向	妻入 石造桁行二間、 石造桁行三間、	石積宝形造	石造仏龕	石造仏龕(寄棟造)	石造石室切妻造平入	石造一間平唐門	構造形
右石牆棟	一 棟	向拝一間 基	梁間三間切妻造 一棟	一棟	一基	一棟	— 基	一棟	式
沖縄県那覇市	町 那 覇 市沖縄県那覇市首里真和志	岡山県岡山市下足守	野山 蓮 華 院和歌山県伊都郡高野町高	赤埴 仏 隆 寺奈良県宇陀郡榛原町大字	奈良県奈良市十輪院町	岩船 岩船 岩船 寺京都府相楽郡加茂町大字	長野県飯田市下久堅戍	栃木県日光市山内	所在地並に所有者
文明二年 室町	永正十六年 室町	暦応元年[刻銘]室町	慶長九年[刻銘]	平安	鎌倉前期	応長二年[刻名]	弘安六年[刻銘] 鎌倉	寛永十六	年代

が三年で弘安となる)。注 弘安六年は文永元年(一二六四)より一九年後となる(文永は一一年続き、その後建治右記の内石室類は五件である (ゴシック体)。

基〔室町永享十二年〕があるのみである)。 件としては常楽寺石造多宝塔一基〔鎌倉・上田市別所〕と臼田町六地蔵幢一件としては常楽寺石造多宝塔一基〔鎌倉・上田市別所〕と臼田町六地蔵幢一石造物件として文永寺の石室と五輪塔の組合せたもの一基であり他に石造物

2、重要文化財に指定されている五輪塔表(左記五〇基である。長野県では、

	昭	昭	昭		昭	昭	昭	昭	昭		昭			昭 29	指
昭 32	昭 32	昭 32	昭 30		昭 35	昭 5	昭 32	昭 28	昭 28	昭 13	昭 28	昭 9	昭 13	29	指定
五輪塔	五輪 塔	五清水八幡宮	安 五 樂 寿 院	"	五輪塔	五 輪 塔	五 輪 塔 塔	新 五 輪 野 塔	旧有)五輪塔東昌寺(高養寺	五浄 輪 塔明寺	五輪塔	忍 性 塔	五輪塔	寺) 五輪塔 五輪塔	名称
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同 右	同右	同右	同 右	同右	同右	同 右	石造五輪塔	構造
															形
一 基	一 基	一 基	一 基	一基	一基	一 基	一 基	三基	一 基	一 基	二基	一 基	一 基	基	式
南垣外 木津町小字	西下 泉橋寺 泉橋寺	級喜郡八幡町八幡	内畑町 安楽寿院京都府京都市伏見区竹田		石塔 石塔 石塔 寺滋賀県蒲生郡蒲生町大字	長野県飯田市下久堅戍	石川県加賀市山代町山代	字提灯山 箱根町 足柄下郡箱根町	〃 逗子市池子	神奈川県鎌倉市扇ケ谷	同右	神奈川県鎌倉市極楽寺	岩法寺 玉川村大字福島県石川郡玉川村大字	泉中尊寺管理中等手管理中	所在地並に所有者
鎌倉 正応五年[刻銘]	室町前期	鎌倉後期	鎌倉 弘安十年[刻銘]	貞和五年[刻銘]	鎌倉 嘉元二年	鎌倉 弘安六年[刻銘]	室町初期	 	乾元二年[刻銘]	〔舍利壺銘〕	鎌倉 延慶三[刻銘]	鎌倉後期	平安	仁安四年 平安	年代

	昭 29	昭 36	昭 29	昭 27	昭 40	昭 32	昭 36	昭 36	昭 19	昭 32	昭 36	昭 30	昭 28	昭 27	昭 31
五輪 塔門 八里合	五輪塔	五 輪 持	野 五間 輪部 塔落	五輪塔	屋 五輪塔	五 輪 塔	五 輪 塔	五輪塔	五 輪 塔	五 輪 塔	五輪 塔	東大寺	五輪等塔	五輪 塔	五 輪 塔 加 茂 町
同右	同 右	同右	同 右	同右	同右	石造五輪塔	石造小五輪塔 石造五輪塔	同右	同右	同右	同 右	同右	同右	同右	石造五輪塔
基	基	四 基	基	— 基 ————	基	基基	二一 基基	八基	基	一 基	一 基	基基	一 基	一 基	二 基
八里合 吉田文明	大分県臼杵市大字中尾	<i>"</i>	》 今治市野間 野間部落	爱媛県松山市石手	高野山 蓮 華 院和歌山県伊都郡高野町字	字当麻 鎌田英信 北葛城郡当麻町大	室生 室生 幸 室 生 寺	寺町 額安寺額田郡	町 大和郡山市長安寺	〃 奈良市忍辱山町	〃 奈良市林小路町	奈良県奈良市雑司町	兵庫県加西市坂本町	岩船 岩船寺 加茂町大字	西小長尾共同墓地加茂町 京都府相楽郡加茂町大字
就安八年[刻銘]	承安二年[刻銘] 平安	正中三年[刻銘] 鎌倉	鎌倉	鎌倉	元和五年[刻銘]	平安後期	室町前期	永仁五年[刻銘]	天正十二[刻銘] 桃山	玩享元年[刻銘] 鎌倉	天文一九[刻銘]室町	鎌倉前期	元享元年[刻銘] 鎌倉	鎌倉	鎌倉

り表と、主な梵字の内容解説表を次に掲示参考資料としておいた。

3、尚不断関係なく使用していないため学者以外一般に梵字の読方が配布され ていないため石造研究の一部の人の読取り助けになるため梵字の五十音読取 表ン **J**ラ 217 リントマストマ 47 म्र う 2 キャル **ሺ** ታ **ک** ۶ **4** 7 烈了 ツチ ワ**ヤ** ユイワヤ 4 E 7 P ヌニ ワヤ ウ# ワ**ヤ** スシワヤ ウィ ワ**ヤ (**T# (भ् (t) L (y E(1 **(F**) = C 4 **(**\$ **₹** 861 ウザ イイ ムミ #1 ルリ サイ ユイ 井1 フヒ ギイ マニ サイ ツチ **井**イ スラ そゥ でル ध्य ZL ध् ७ ₹ y उर ब्रू र **3 ろ**ゥ ルリウユ ムミウユ ユイウエ ツチウエ フヒュウエ ヌニウユ スシ ウユ クキ ウユ ウイ ウユ 72 पम य् HX 4 73 ج **بح 4** t **T**7 **7**I ルリ ヱエ ユイ アエ 4ミ ヱエ フヒ ヱエ ツケエ ヌニ ヱエ スシアエ クキ ヱェ ウイエエ य्रं∍ **₹**₹ Ty . 7/2 マホ Me) Sr + **4**1/ **₹**3 **3**7 ウキ ヲョ ルリヲヲ ムショ フヒヲヨ ツチ ヲヨ ヌニ ヲヨ スショ クキョヨ ウィオヨ

水天	羅利天王リ	間奏えてン	火天孔	帝秋天子 = ママーマはイー	那伊 ★ 含 ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	大黒天	敬喜天 ザウンギャク	野主人	吉祥天列リー	多野夫パイ		高目天 サー スはピー	特國天のピッテェゲッ
降三せ・大	五大明王 カーンマーン カーン	愛楽すり	隨水ガラ	普賢アン	文殊入マン	月光マテ	見 光 み ア	月天之ヤ	日天アーなアー	地天上り	焚 天 ▼ボラ	多間天がイ	風天で
京歌音 ツドボ		観音・気	朝音 むしつ	聖聖者	勢至れり	地蔵なり	屋空蔵タラーク	弥酌コーマイ	薬師ガイ	程型べつ	夜叉・気	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	軍条列・カーン
	大日・大小なイン	成不 就空 分: ??	X to \$1-0 \$1-0	阿弥陀 ***-2	歌見生 グラーク	阿問・気を	サイフィクアーン	大角蔵アーク	野音がアク	(外院)大	華里教 アー	寛性オア	如意輸キリーク

二、古文書

史の目録を掲載)。 古文書があり、これら古文書の目録を次に掲載する(昭和一二年発行の文永寺古文書があり、これら古文書の目録を次に掲載する(昭和一二年発行の文永寺文永寺蔵古文書は総数一三○点余を有し、「後奈良天皇御宸筆和」等著名な

1 文永寺文書目録

二二、武田勝頼朱印状	二一、某存状	二〇、武田晴信寄進状	一九、長石寺棟札案文	一八、妙音院宛杏状	一七、山縣昌景亞状	一六、武田晴信亞状	一五、正親町天皇女房奉書	一四、正親町天皇綸旨	一三、知久氏法名注進案文	一二、後奈良天皇御宸華和歌	一一、足利義晴勅魯請文写	一〇、理性院宗永僧正高野山下向ノ党杏写	九 、大磐若転読配帙ノ党曹	八 、太元明王盘験記并一代修法年代記	七 、後花園天皇女房奉書	一六 、 青蓮院殿御筆和歌	五 、後花園天皇女房奉昏	四 、 曹蓮院殿御筆和歌	三、普門坊賴與亞状斯簡写	二、家伝亞状	一、 机普院 與御 華和 歌	番号 名 称
十二月十七日	九月六日 天正元年カ	壬申九月廿八日	三月十日 永祿十三康午	六月廿三日 (永祿元年)	閨六月十九日 (永祿元年)	関六月十九日 (永祿元年)	弘治四年	正月十一日 (弘治四年)	卯ノ極月四日 (天文十二年カ)			関三月十日 大永三年	六月朔日 七 千 千 千		康正二年	康正元年カ			六月廿九日写 天文十九年		六月十六日庚申享徳四年	年代
— 通	通	通	通	通	一 通	一 通	一 通	一通	一 通	軸	一 通	一 通	一 通	軸	通	軸	一 通	軸	通	通	神	数
「富士大宮司領之内云々」	「富士大宮設摩堂云々」(堯助)	「南原七拾八貫八百云々」		再興ノコトニ関スルモノ	右ノ返むノ添状	給旨ニ対スル返む	太元の祈ノコト、再興ノ時近シトアリ	ラル 武田大膳大夫へ文永寺安養寺ノ再與ヲ命ゼ		題「詠春色浮水」		生六十七」トアリ			「大けんたうのことにつきて云々」	宮袋丸御暇乞ノ時賜リシ御歌	「宮志ゆ御いとまのこと云々」	宮口丸ノ御手本	宮沿丸参内ノコト	宮穏丸病気ノコト	宗詢御歌会ノ人数ニ加ハルコト	備考

五一、文永寺末寺石髙岱上案文	五〇、朝日受永禁制	四九、朝田受永判物	四八、朝田受永寄進状	四七、文永寺安養寺領杏上	四六、醍醐寺禁制写	四五、常陸府中成就院外二寺門従數党哲	四四、常府普門寺慶長弼哲状	四三、知久氏系図	四二、京極髙知直費	四一、毛利秀頼当病平癒奉供巻數草案	四〇、太元御祈祷意見杏	三九、義演停止状	三八、文永寺安養寺由諸党哲	三七、正親町天皇女房奉杏	三六、太元御修法木具新調党哲	三五、正親町大皇女房奉書	三四、正親町天皇女房奉哲	三三、上平鎮守普請吉日党眷	三一、文永寺再興普講始吉日党曹	三一、万里小路充房杏状	三〇、万里小路充房杏状写	二九、太元護摩堂建立勧進哲	二八、正親町天皇女房奉む	二七、正親町天皇女房奉書	二六、武田氏朱印条目		二五、穴山信君啓状	二四、武田勝頼免許状	二三、武田勝頼禁制
二月廿二日	六月四日	四月廿四日	四月廿二日	三月十七日	三月八日	戦国末カ	八月十三日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	戦国カ	八月六日 (文祿三年)	九月十六日	文禄二年カ	六月廿八日	天正十八年カ	天正十六年カ	正月八日 天正十三年		十一月廿八日 天正十二年	天正十二年	天正十一米年	五月二日	六月朔日		九月五日(天正十年)	七月二十日	九月五十二日	た月十八日	天正六年カ	十月八日 天正六年戍寅	三月八日
通	一 通	一 通	一通	一 通	通	通	通	三通	通	通	軸	一 通	— 通	通	— 通	— 通	一 通	通	— 通	— 通	<u>一</u> 通	軸	一 通	一 通	通		— 通	通	一 通
		「文永寺領 一、六拾石云々」	「一、七拾貫文云々」						「為河州吊云々」(『一)	(书)		八幡宮住持極官衣着用停止ノコト		「太元八臂像自筆に新円のこと云々」理性院宛		「太元修法につきて大党準后より云々」理性院宛	「太元御いのり明年は大ほうに云々」理性院宛			「明日は御下国云々」	知久大和守宛、文永寺再興ヲ賞ム		理性院宛、太元堂再ノコト	「こんとそのあたり毛利河内とやらん云々」	「一当社御遷宮前後云々」		御遷宮ノ祝ヒ	「精進川在家拾間云々」	「禁制 文永寺」
	八二、口達八一、虎岩彈右衛門知久治左衛門杏状		七九、座光寺為忠哲状七八、知久伊左衛門哲状	七七、知久宗助外両名杳状	七六、新六後家訴訟状	七五、知久紋之進掛状	七四、党曹	七三、太元御法伴僧定	七二、大僧都道雅香状	七一、理性院門跡系図	七〇、党杳三及智仙坊請杳七〇、文永寺看坊知仙江申聞候口上ノ	六九、初瀬川右近宗勝 魯状	六八、 可有演逢口上哲	六七、永代御定證文	六六、五智院信融等執達状	六五、知久頼久掛状	六四、文永寺開帳本尊遊宝之覚哲	六三、初瀬川宗昭金子宗貞甞状	六二、初瀬川右近宗昭曹状	六一、西坊五智院杏状	六〇、吉祥坊掛状	五九、文永寺権律師費状写	五八、伝法灌頂職家請定状	五七、脇坂安正哲状	五六、徳川朱印状写	五五、真福寺杏状	五四、知久直政岱状	五三、松平信網杏状	五二、頼慶法師終語
		十二月四日		九宝暦 廿四日 日年	九宝暦二壬申	晚冬廿七日		正月五日 享保廿一年	正月五日 享保十七年		十二月九日 享保十五年	享保カ	十二月九日	四身保工年	四宝,八日子	十一月十一日	七元 月十四 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	八月廿九日	五月朔日	六月廿九日	六月廿九日	六月廿七日 完文十三年	十一月十五日 承応二年	二月十九日	八月十七日 慶安二年	三月十七日	三月七日 (慶安二年)	三月廿九日	仲 又 七月 慶長十三年
— 通	— — 通 通	一通	— — 通 通	一通	— 通	一通	— 通	— 通	— 通	<u>—</u> 通	— 通	— 通	— 通	— 通	一 通	一 通	一 通	— 通	— 通	通	一通	一通	通	一通	通	一通	通	一 通	通
知久 - 啓之介ノ名アリ	知久監物ノ名アリ																	"	見性坊ノコトアリ	"	中納言ノコトアリ					朱印状下附ニツキテノ添杏	朱印状下附ニツキテ依頼状		

一二、辨財天一印法	一一、伝法擮頂雑記	一〇、金剛界念論上	九 、金剛界念論 下	八、結縁灌頂夜時	七 、結縁灌頂雑記 大阿闍梨時	六 、千手法 理流 (朱春)	五 、灌頂抄抜沓	四、灌頂抄	三 、修法次第断卷	二、除災教令私一、五種護摩私記	番号名称	です。プラッコを主金上金	2、文永宇己录目录		九八、金子法眼曹状	九七、田中左内沓状			九四、異国船致来願末	九三、玉蔵院啓伏	して、金子貞次	九一、文永寺境内地図	九〇、金紋先箱許可状	八九、文永寺翠廉許可状	八八、知久帯刀貸状	八七、飯田城大和守政役人水野巴門存状	八六、雄野四郎左衛門守状	八五、酒株ニ関スル御触谷ノ写	八四、遠山十郎兵術虎岩四郎兵術連硻貸状
一枚 天正二年	一冊 永祿申年	一冊 永祿三名	一冊 永祿三字	一冊 厳助自築カ	一冊 永正士	一冊 千時文6		一冊 明四天	一冊権大僧記	一冊 文明十	数奥							[]] [] [] []	弘化三年	/ 月 略 日	. 十 一 月	寛政二年	五天 月 一 年	辰安 二永 日カ	三月十六日	十二月十三日明和四亥年	十月十一日 明和四年亥		四月十七日
天正二年六月十六日 授金栄記	水祿子年初夏十八日 - 堯助哉	永祿三年庚十二月廿七日於文永寺最勝坊写之尋金剛佛子深忠	永祿三甲七月廿七日深忠 生卅九歲	(単力)	永正十三天年八月大廿二時 長典写	于時文亀元年王六月一日哲写 蜀逝拳 年十六		明四天初秋五日醍醐寺於五智院杏畢印示生年廿四	権大僧都宗洵法・卅四権大僧都宗洵法・卅四人を受工年二月廿四日於醍醐寺理性院私部屋(略)	文明十年丙午八月九日於文永寺密乗院費写畢真偵紅長元年八月廿三日阿闍梨法印大和尚位觀俊	曹其の他				一通	一通	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	通	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· 重 · 通		_ 文	一通	— 通	一通	_ 通		一通	二通
菅原行長	南都石工十二歳	神敦幸造 生年六	月二十九日 神敦幸		关未十二 左斬門討	私安六年	1 石室屋根石下端	アカギイ三月村不一年の亥金	文永寺石室屋艮写下潟り到名は	三、金 石 文		二九、頼願所文永寺開起之由来々之記録	二八、頼願所文永寺略記	二七、勧化帳	二六、文永寺年中行事記録	二五、勧募帳	二四、御影供人数次第一佛各施主之次第			二一、太元蠲伏额摩	二〇、太元大法方諸下行雑之記	一九、太元(修法次第ナリ	一八、南原本帳	一七、愛染字蛤伮 (カ)	一六、結縁流頂雑記 庭儀	一五、 京祖御自称をうつす	一四、如法経結衆帳		一三、最後酒頂常行必要法
								タ	人 人			冊	一	<u>—</u>		冊	m	— 冊	-	 ##	_		冊	一 枚		一枚	一	+	₩
卯月大穀旦(白)で右面)	慶応三丁。歳		7	常夜 登(正面)			2 常 夜 燈	アガミ 不 室 月 村 不一 並 の 変 鈴 以 夕 一 均 戸 乃 て 臺 地 に も 不 造 物 カ あ る	見り及が高也とう古生勿がららっ			像等(明詮)迄	権大僧都法印龍善誌	享和三年 龍善	延享三年	享保十九年六月英俊	慶長八咇三月六日ヨリ寛文元年マデ	慶長六年以後貞享元年マデ	金剛佛子宗然(生七十)の場合の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の	于联文赋二年近月七三日毛利增元 蒸析急大法於理性院被行于 聽感動化之時故写了宗然六十五	天正カ	天正カ	天正十五丁亥二月	天正十三年五月十一日於文永寺亞之《宗然(花押)	住(中将)宗演律師生廿三才)	金剛佛子宗然生五十五天正十二年六月三日信刕文永寺於密兼院亞写專	天正十千年ヨリ宝永四年マデ	協理流金四位	干時十壬,4年九月廿日 於廢刕大宮宝啞院母写

5 3 (3) .* (5) *\dagger* ① .*! 手 觀世音講中 室曆十二壬 午二月十七日 万治三年庚子三月廿六日 法印觀圓一不生位 法印英俊 五月十八日九人 享保十七壬子天 元禄五壬申四月十五日 大僧都法印俊信不生位 水 石 石 不生位 配 置 図 4 ④★ 元禄十一□年五月一日 ⑥ガー と 法印英宜 不生位 ② ** 13) 石 施主橋瓜新六郎(背面) 奉寄進御寶前(正面) 三月吉祥日 (向って左面) 元文六年酉天(向って右面) 明和五戊子正月四日 法 印 俊 慶 不生位 享保五庚子五月廿九日 14) 燈 EP 俊 清 不生位 籠 6 僧都頼舜 (開山阿闍 梨隆毫 面 **11** ③ 为法印長善不生位 ⑨4十九世法印龍善位 ⑦ 4 十七世卓英 不生位 石造三重塔 五月□日 元治二乙 丑年 大正六年五月初一日 第廿二世阿闍梨明栓位 文政八乙酉年 僧都行得西 僧都定成 僧都頼椿 二月初九日 十二月二十八日 安永七戍年 僧都宗信の 律師宗顕左 法印仙耀北 法印宗炎 法印宗詢 法印宗與 法印英俊 (12) *{ 倒り法印秀善位 ⑩《二十世法印弘善位 8 4十八世法印英駿位 明和十六年 八月二日 昭和二十九年八月一日 二十三世法印弘道本不生位 文久元辛 酉 十二月廿七日 十月上六日 享和二戍天 明治四丁亥年 法印英宜建立之; 三月吉 祥 日 面・東)

第四章 発掘調査

第一節 調 査 経 過

第一項 周辺部調査

査を着手する。 基礎石を除く、五輪塔・石室の解体作業完了後、その下部についての発掘調

真撮影・実測作業を行う。

各トレンチは、基盤と考えられる黄色粘質土の面まで掘り下げ、それぞれ写し掘り下げる。それぞれ東西南北の方位によりE・W・S・Nトレンチとする。影した後に、基礎の地業等把握のため、石室四方に幅三○㎝のトレンチを設定まず、石室基礎石の周囲に敷かれた砂利を除去し、基礎の配置状況を写真撮

認され土坑一とする。引き続き土坑一を掘り下げるが出土遺物はなかった。で掘り下げる。その時点で調査範囲南東隅に径一m位の楕円形の落ち込みが確トレンチ調査の所見に基づき、基礎石部を除く敷地全体を黄色粘質土の面ま

土坑一及び基礎掘り方の状況から当初基盤と考えた黄色粘質土の下層に粘質認めたのみであった。

基礎地業の確認できず、

簡単な基礎石埋め込みの掘り方を北側基礎石下部で

本体下部の調査実施となった。土坑及び基礎掘り方の掘り下げ後全体の写真撮影を行い、周辺部調査を完了

の強い黒褐色土の存在が確認された。

二項 敷石等取りはずし作業

礫が置かれ、土台石を固定させている。その土中より近代陶磁器片・ガラス片などが出土する。また、土台石下部は円その土中より近代陶磁器片・ガラス片などが出土する。また、土台石下部は、やわらかな黒色土が入り込んだ状況が認められ

世磁器片がわずかに出土した。いるが、全体的には掘り方内に礎えたのみである。五輪塔敷石とのすき間に近東側土台石下部は、正面側の外面部に小礫二個を土台石下部に入れ固定して

ず、五輪塔敷石とのすき間にやわらかい土を認めたのみであった。
 西側土台石下部は、東・北側土台石下部と同様で新しい土の混入は認められ石とのすき間にやわらかい土が入るが石下部は建立時の安定した状態であった。が西側に比べ約半分程のため、東側下部に割石を入れ固定している。五輪塔敷北側土台石下部の状況は、土台石そのものの厚さが東西方向で異なり、東側

点で何点か認められた。
おなり入り込んでいる。また、黒色土中には近世陶磁器片も敷石取りはずしの時ま・北・西側土台石を取りはずした状況と異なり、正面(南側)土台石下部の東・北・西側土台石を取りはずした状況と異なり、正面(南側)土台石下部の東・北・西側土台石を取りはずした後に、五輪塔敷石を取りはずす。下部は、石室土台石をすべて取りはずした後に、五輪塔敷石を取りはずす。下部は、

第三項 下部施設の調査

敷きつめ、その中心部は礫が無く凹地状になる。 敷石下部の黒色土を除去すると、敷石下部全体に円礫を一X一m程の範囲に

いる。が埋め込まれているのを確認する。常滑焼甕は、上部が壊れ内部に落ち込んでが埋め込まれているのを確認する。常滑焼甕は、上部が壊れ内部に落ち込んで片が出土する。ある程度黒色土を除去した時点で、礫に接して大形の常滑焼甕川地状に礫の抜けた箇所も上面同様に黒色土が入り、内部からは近世陶磁器

弾上面から二○㎝程下位の甕内部から焼骨片が出はじめる。それとともに、

同面前後で鉄釉小壺・銭貨などが出土する。

り、全体がヒビ割れた状態であった。また、常滑焼甕は、底部中央に径一㎝程の穴が穿たれ、周囲からの圧力によ結局、甕内部の約六割に焼骨と炭粒が充塡された状態であった。

に、当地点の地下水位の高いことを判断させることとなった。 なお、作業進行に伴い甕内部に地下水が湧出し、作業進行に手間どるととも

常滑焼甕の内部清掃後、写真撮影・実測作業を行う。

甕については、一担取り上げ復元し、再埋納することとなった。方途等を検討するため南北方向に二本のトレンチを掘り下げた。また、常滑焼諸作業完了後、下部施設の構築状況及び地盤の強度等を観察し、基礎工事の

め戻し、上部基礎工事実施の運びとなった。・実測・写真撮影等の作業を実施した。一連の整理作業終了後、元の位置に埋・実測・写真撮影等の作業を実施した。一連の整理作業終了後、元の位置に埋常滑焼甕をはじめとする出土品については、飯田市考古資料館において復元

第二節 調 査 結 果

第一項 五輪塔・石室の基礎について

てその基礎に至るまでの解体修理となったわけであるが、本調査において観察約七○○年の間現位置に存立していた石室及び五輪塔につき、建立以来始め

された建立時の基礎工事の状況及び、後世の改変等の状況は以下のようである。

五輪塔敷石

石室土台石

建立時のままで、後世に移動された痕跡は全くなかった。 東・北・西側の土台石は、いずれも取りはずした時点での観察状況によれば

根切りを行い、下方の一部を埋置して基礎工事としたものと判断された。に、それを埋めるための浅い掘り方が認められ、材料の形状に合わせ、簡単なまた、その設置のため地業等を施した痕跡は認められず、北側の土台石下部

地盤の状況

土が存在するという状態である。さらにその下部に腐植土的な黒褐色土が五○~一○○㎝あり、その下に黄色砂する耕作土があり、その下部に黄色の粘質土が一五~三○㎝の厚さで堆積し、本建造物の位置する地点の基本的な土層は、上から一五~二○㎝の黒色を呈

づかせるものといえる。ったとのことで、本調査により確認された腐植土的な土層の存在はそれをうなったとのことで、本調査により確認された腐植土的な土層の存在はそれをうなまた、本建造物の南西方向は地元住民等の言によれば、以前大きな湿地であ

さらに、それと強い関連があると考え得るもう一つの要因として、調査中作

あったといえる。 湧水があり、かつて、広範囲にわたり湿地もしくは池のような箇所が隣接地に 業進行を防げた地下水であるが、現地表面から約一m足らずの所から相当量の

第二項 下 部 施 設

石積とで構成される下部施設である。 常滑焼大形甕を中央にその外側に径一〇㎝前後の偏平円礫を積み上げた外護

常滑焼大形甕

ら物の出し入れが可能となっている。 常滑焼大形甕は、五輪塔敷石のほぼ中央下部に位置し、敷石に穿たれた穴か

された焼骨等と、石室・五輪塔建立時との関連は切り離して考えるべきものと出の鉄釉小壺・銭貨等の年代から一五世紀中頃以降といえる。すなわち、埋納しており、ある時期に一括埋入されたものといえる。その時期については、伴内部の状況は経過の中で触れたとおり、甕内部の六割程に焼骨と炭粒が充満

しない状況であるといえる。水・乾燥を繰り返したと考えられ、本来有機質の埋納物があったとしても残存水・乾燥を繰り返したと考えられ、本来有機質の埋納物があったとしても残存含む土圧等の周囲からの影響により全体がヒビ割れ、地下水が季節によって湛また、甕の底中央部に径一㎝程の穿孔があり、甕そのものは五輪塔の重みをまた、甕の底中央部に径一㎝程の穿孔があり、甕そのものは五輪塔の重みを

外護石贖

内外の偏平な円礫を幅三○~五○㎝で積み上げ、外部からの力を防ぐ保護的な常滑焼大形甕外側は、その口縁部から底部にまで、径一○㎝前後で厚さ二㎝

役割を果したものといえる。

入り込んではいるが、ほとんどが空間状態である。に平行するように斜めに入ったものもある。また、礫と礫の間は、上部に土が全体的には偏平円礫を水平に積み上げているが、甕に接する礫には、甕胴部

下部施設構築にあたり、この外護の石積外側いっぱいの土坑を掘り設置して

いる。

石積後甕を納めた可能性が強い。 今調査で確定する状況は把えられなかったが、甕と礫との接する面の状況から、なお、石積後甕を納めたか、甕設置後に外側石積を行なったかについては、

その他の遺構

ら土坑が一基検出された。 五輪塔・石室との直接的関連を把えることはできないが、本工事の敷地内か

は寺そのものに関連する施設が周辺にあったことも否定できない。に出土地点は不明であるが、常滑焼甕の出土した事実があり、本五輪塔もしくが、何らかの関連する施設である可能性もある。なお、以前に外護柵建設の際土坑は、時代・性格等不明で、本施設との関連を示す資料も出土していない

第三節 出土品について

第一項 常滑焼大形甕

全体形としては、最大径が底部から五〇㎝の位置にあり、肩部を成し、口縁

部径は底部径のほぼ二倍を測り、均整のとれた器である。

れている。 れている。 の対象面で観察され、外面はほぼ等間隔に押印文様が五段にわたって施さる凹凸が表面で観察され、外面はほぼ等間隔に押印文様が五段にわたって施さら凹凸が表面で観察され、外面はほぼ等間隔に押印文様が五段におたって施さる凹凸が表面で観察され、外面はほぼ等間隔に押印文様が五段におせる。頸部頭部は、五㎝程とあまり長くはないがほぼ垂直の立ち上がりをみせる。頸部口縁部は、頸部からくの字状に強く外反し、屈折部の外面と口唇部上端に浅

に施文され、他の段はやや粗雑に施されている。押印文様は、七~八段に刻まれた格子目文様で、肩部と底部ぎわの段が丁寧

全面を粗いヨコナデして仕上げとしている。るナデ痕跡があり、胴部においては紐造りの痕跡を示す接続痕が五本確認できまた、内面でも製作工程を示すものとして、頸部と肩部の接続部に指頭によ寧に造られ、ロクロ仕上げの様子も見られ、全体の製作工程を示している。頸部から口縁部にかけてと、底部の押印文様施文部以下は他の部分に比べ丁頸部から口縁部にかけてと、底部の押印文様施文部以下は他の部分に比べ丁

表面に小さな黒色の斑点も認められる。 をで構成されている。内面はほとんど釉薬がかからず、全体が赤褐色を呈し、 とで構成されている。内面はほとんど釉薬がかからず、全体が赤褐色を呈し、 とで構成されている。内面はほとんど釉薬がかからず、全体が赤褐色・はだ色の部分 は、その周囲の灰釉のかかりの薄い部分は、気地の色調により黒く光ってい とで構成されている。内面はほとんど釉薬がかからず、全体が赤褐色・はだ色の部分 とで構成されている。内面はほとんど釉薬がかからず、全体が赤褐色を呈し、 とで構成されている。内面はほとんど釉薬がかからず、全体が赤褐色を呈し、 とで構成されている。内面はほとんど釉薬がかからず、全体が赤褐色を呈し、 とで構成されている。内面はほとんど釉薬がかからず、全体が赤褐色を呈し、 とで構成されている。内面はほとんど釉薬がかからず、全体が赤褐色を呈し、

なお、底部中央に内部から外部にかけ広がる、径九㎜の穿孔がある。

第二項 副 葬 品

らを副葬品として扱う。 常滑焼甕内部より、焼骨に伴って鉄釉小壺・銭貨などが出土しており、これ

鉄釉小壷

縁部は一体といえ、ほぼ垂直に立ち上がり、わずかに外反して端部となる。部ぎわに最大径があり、口縁ぎわの径が小さい下ぶくれの器である。頸部と口底径三・三㎝、口径四・○㎝、高さ五・九㎝を計る。全体形は、胴下半の底

五㎜までの外面全体施釉している。の釉薬は薄くかかり茶褐色となる。それ以外は深いこげ茶色の釉薬を底部からの釉薬は薄くかかり茶褐色となる。それ以外は深いこげ茶色の釉薬を底部から表面は全体に黒褐色の鉄釉がかかる。口唇部及びロクロ痕の高くなった箇所

内面は口縁部のみに釉がかかり、他はほとんど無釉で、底部の一部に斑点状

に釉の付着がみられる程度である。

て緻密な土を用いている。 内外面ともに釉薬のかからない部分は灰白色を呈し、胎土は精選された極め

土師器小皿

れた素焼きの小皿である。 口径五・六㎝、底部二・〇㎝、高さ一・七㎝を計り、全体が手づくねで作ら

全周が不規則な波状となっている。 凸状部が作られ、皿としての安定性を作っている。口唇部は手づくねのため、ている。底部は、最終段階で指頭による押えがなされ、外面は穴状に、内面は器面全体に指頭による整形を行い、その上を指頭によって水引し最終調整し

胎土は、微石粒を含むが総体として良好である。表面は、外面底部付近に黒褐色の部分がある他は、全体が黄褐色土を呈する。

小 玉

性格等不明の小玉二点が出土している。

さ二㎜、穴の径一㎜を計るほぼ同じ大きさのものである。 一点は、径四㎜、厚さ二㎜、穴の径一・五㎜を計り、もう一つは径四㎜、厚

材料の確定はできないが、石とは認め難く、貝製品の可能性が強い。

用途・目的等は不明であるが、出土層位等から焼骨・銭貨とともに埋納され

践

たものである。

他とは性格が異なり、後世の混入品と考えられる。 常滑焼甕内部より合計二七枚の銭貨が出土しており、うち一枚は寛永通宝で

期を示す材料といえる。でである。主体は宋銭であるが、朝鮮通寶の他明朝の永楽通寶もあり、埋納時ある。初鋳年でみると、開元通寶の六二一年を最古に朝鮮通寶の一四二三年まなどがあり、銭名を判読できたものは別表のとおりで、二六枚のうち一九枚で二六枚はいずれも強い火燃を受け、ゆがみやヒビ割れ、互いに融着したもの

常滑焼甕内部出土銭貨一覧表

銭名	枚数	初鋳年	国名	備考
開元通寶	-	114	唐	全体にゆがみ有り
咸平元寶	_	杂	唐	全体に黒色で状態良好
天聖元寶	_	10.11.1	宋	天は元、文字不鮮明
皇宋通寶	四	10)12	宋	二枚融着、全体ゆがみ、文字不鮮明
熙寧元寶	_	吴	宋	皇宋通寶と不明品の計三枚で融着、文字不鮮明
元豊通寶	=	吴	宋	一枚は皇宋通寶と融着、文字不鮮明
元祐通寶	_	<u></u> 덫	宋	全体にゆがみ、文字不鮮明
紹聖天寶		10起	宋	全体にゆがみ、文字不鮮明
政和通寶		=	宋	一枚は不明品と融着、全体にゆがみ、文字不鮮明

いずれも、

本施設との直接、

特に建立時との関連は認め難く、図示等は割愛

出土した事実報告とする。

			二七	合計
後世の混入品である。	日本		_	寛永通寶
融着等により銭名の判読できないもの			七	不明
半欠品、嘉定元寳(一二〇八)と考えられる。			_	○定元○
文字鮮明	朝鮮		_	朝鮮通賓
文字鮮明、不明品の一枚も裏面から可能性あり	明	<u></u>	=	永楽通寶
ヒビ割、裏面にも文字か文様有	宋	三	_	淳祐元寶

第三項 その他の出土品

に若干の出土品がある。 五輪塔敷石下部及び、石室土台石周囲の耕作土中より、近世陶磁器片を主体

も類推できるものである。 | 佐甕と同一品の可能性もあり、本施設もしくは当時の文永寺そのものとの関連しいが、以前に周囲の柵設置工事の際発見され、現在文永寺にて保管中の常滑ある。いずれも胴部の破片で年代の確定が難しく、直接本施設との関連付は難ある。とのである。

連は否定できない。信仰対象物としての五輪塔に対する供献品の破損品とも考えられ、関接的な関性から近代の陶磁器片・鉄製品類若干が出土している。石器以外については、他に直接の関連は考えられないものとして、縄文時代の打製石斧片数点・近

第四項 まととめ

発掘調査の結果、下部施設の存在という新しい発見があったわけであるが、

発掘調査のまとめとしたい。それに若干の考察を加え、下部施設それによりいくつかの問題点が指摘でき、それに若干の考察を加え、下部施設

のといえる。の所産とするのが妥当といえ、新しくみても一二世紀代の中でのみ考え得るもの所産とするのが妥当といえ、新しくみても一二世紀代の中でのみ考え得るもの常権大形甕は、その製作技法・形状等からみて製作年代は一二世紀も前半る常滑焼大形甕は、その製作技法・形状等からみて製作年代は一二世紀も前半のといえる。

器の使用形態等から生じたともいえる。単純に考えても、五輪塔建立時と常滑焼甕製作年との間は一○○年を越えて単純に考えても、五輪塔建立時と常滑焼甕製作年との間は一○○年を越えて単純に考えても、五輪塔建立時と常滑焼甕製作年との間は一○○年を越えて単純に考えても、五輪塔建立時と常滑焼甕製作年との間は一○○年を越えて単純に考えても、五輪塔建立時と常滑焼甕製作年との間は一○○年を越えて

たとは考えられない。出土品から判断し得る年代及びその状況から、五輪塔建立時と同時に埋葬され出土品から判断し得る年代及びその状況から、五輪塔建立時と同時に埋葬された焼骨及び副葬品についてであるが、個々の

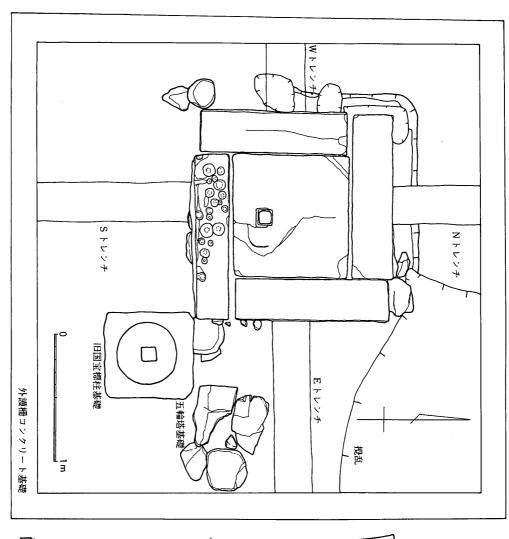
る。つまり、出土した銭貨のいずれもが、かなり強い火燃を受けており、他所とから一五世紀も半ば以降とは考え難く、その時期は一五世紀中頃と推測されられた年代は一五世紀以降といえる。また、朝鮮通寶より新しい銭貨の無いこられた年代は一五世紀以降といえる。また、朝鮮通寶より新しい銭貨の無いこのがを示す朝鮮通寶は、西暦一四二三年と一五世紀前半代であり、同じく鉄釉即ち、年代の明らかな資料として二六枚出土した銭貨のうち最も新しい初鋳

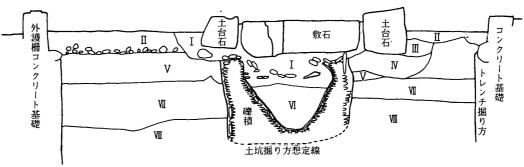
で火葬された人骨を一括して、五輪塔建立から約一五〇年経た後に埋納したも

のといえる

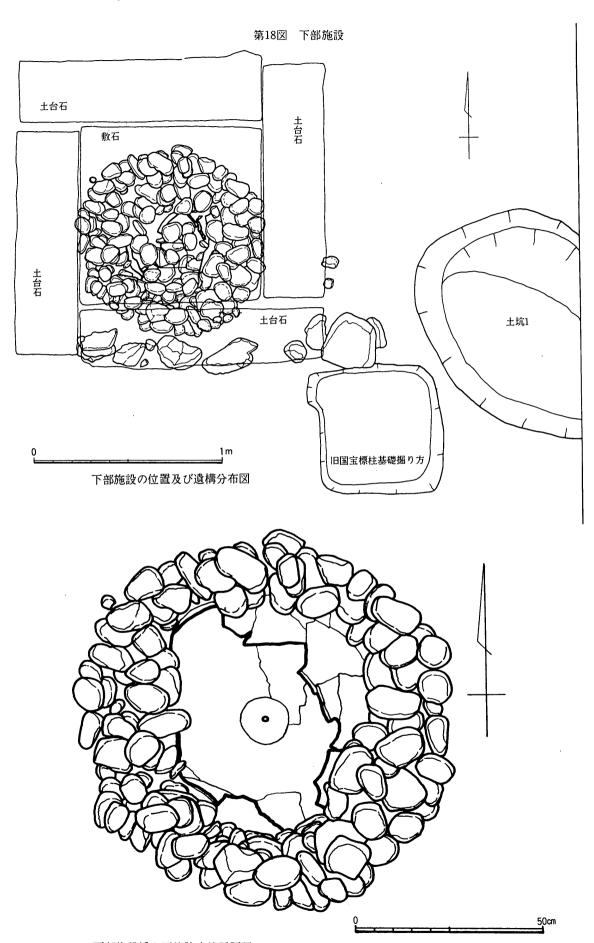
持つものであることは否定できない。整内部からの出土品は、五輪塔建立者の一族もしくは、それと強いつながりを下にあって、本五輪塔建立者の意志は護られていたはずである。それにより、埋納された時代(仮に一五世紀として)においても隆盛を誇った文永寺の管理断できないが、相互の年代差からみて直結しないといえる。しかし、それらが断できないが、相互の年代差からみて直結しないといえる。しかし、それらが断できないが、権骨等の埋納が本施設建立の本来の目的と合致するものか否かは即果して、焼骨等の埋納が本施設建立の本来の目的と合致するものか否かは即

最後に、出土品からみた五輪塔建立の主旨についてであるが、下部施設である常滑焼甕内部から五輪塔建立時と合致するものが皆無であり究め難いといえる常滑焼甕内部から五輪塔建立時と合致するものが皆無であり究め難いといえる常滑焼甕内部から五輪塔建立時と合致するものが皆無であり究め難いといえる様に、出土品からみた五輪塔建立の主旨についてであるが、下部施設であ

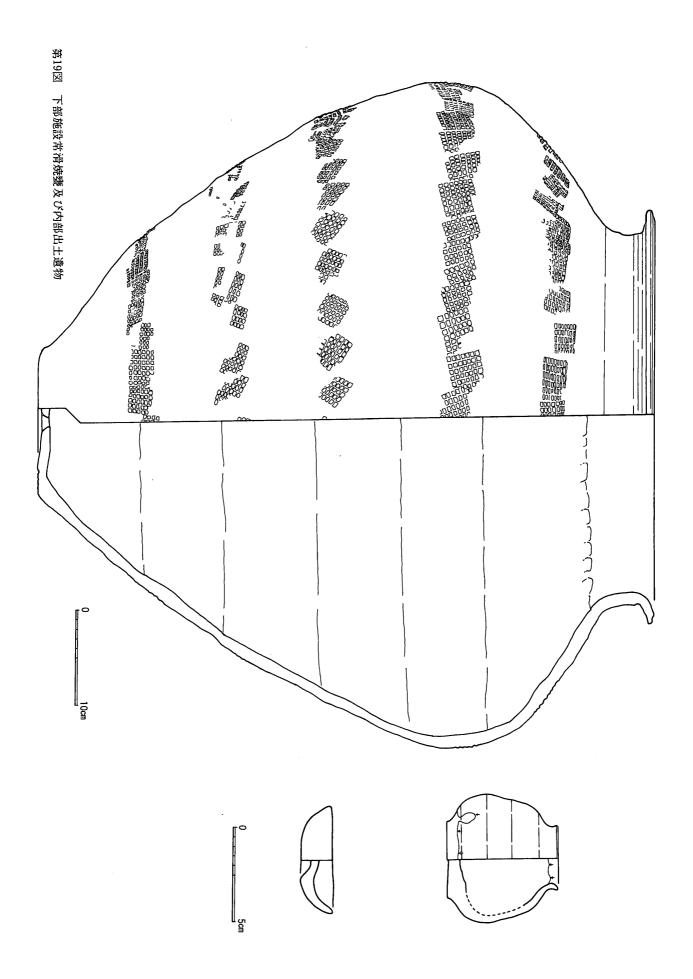


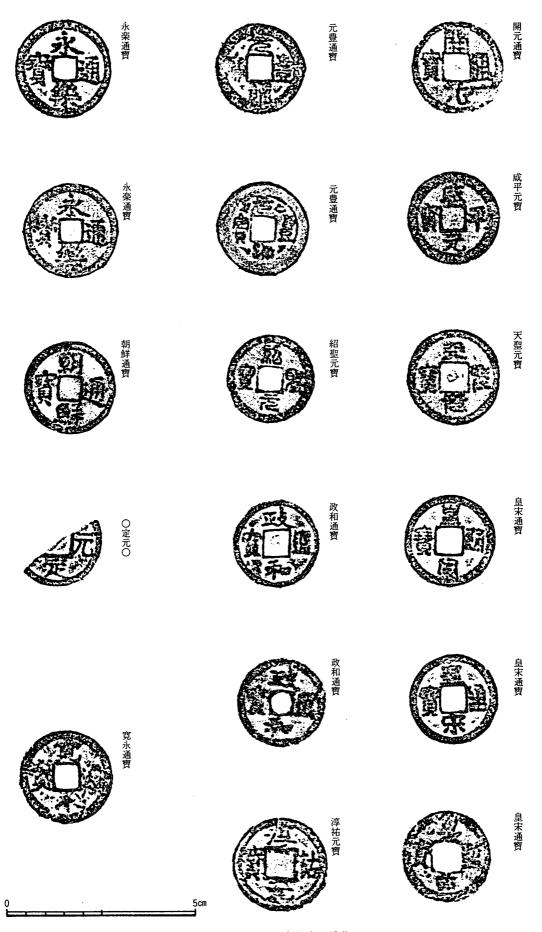


- I 黒色土 (やわらかい腐植土的)
- Ⅱ 黒褐色土 (旧耕作土)
- Ⅲ 黄色土混り黒褐色土 (土台石掘り方)
- IV 褐色土
- V 黄色粘質土
- VI 焼骨・炭粒
- VII 黒色粘質土
- WI 黄褐色粘質土



下部施設浮き石等除去後平面図



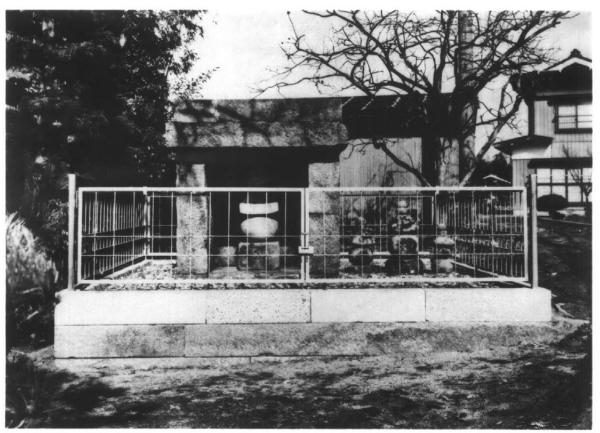


第20図 下部施設内部出土銭貨

図 版



1 竣工 石室・五輪塔



2 竣工 正面 (南面)



3 修理前 正面 (南面)



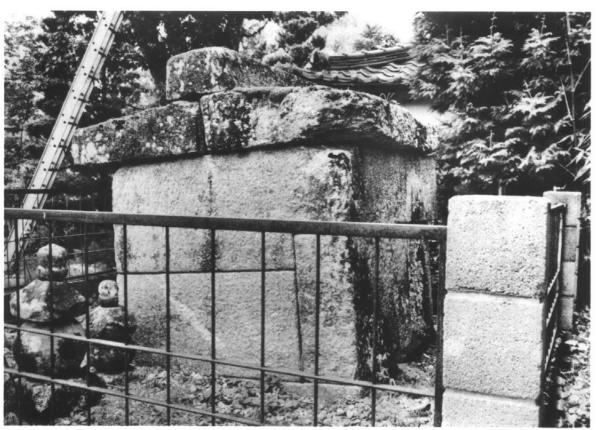
4 竣工 正側面 (南西面)



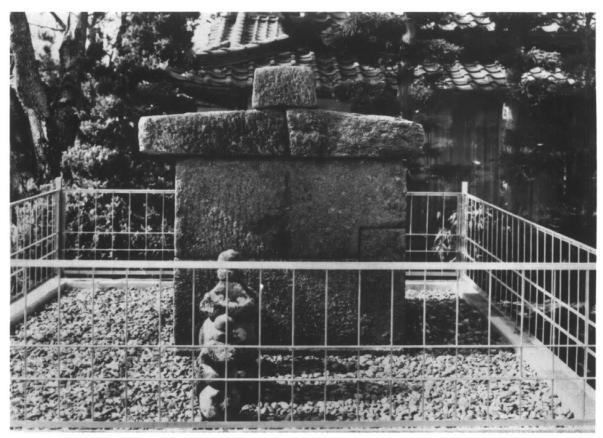
5 修理前 正側面 (南西面)



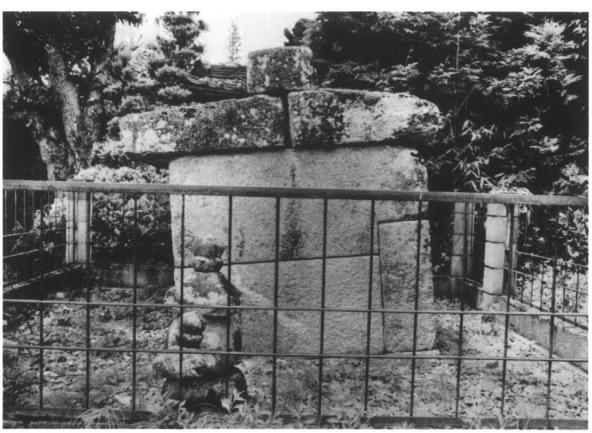
6 竣工 背側面 (北東面)



7 修理前 背側面(北東面)



竣工 側面 (東面)



9 修理前 側面 (東面)



Ŧi.

輪

塔

五輪塔(北面)



壁石のずれ(背面)



16 同 上



17 棟木欠失



屋根石風蝕(背面)



19 屋根石(背面側)



20 屋根石下端 (正面側)



21 敷石上端



22 土台石不同沈下







24 棟石取外し中



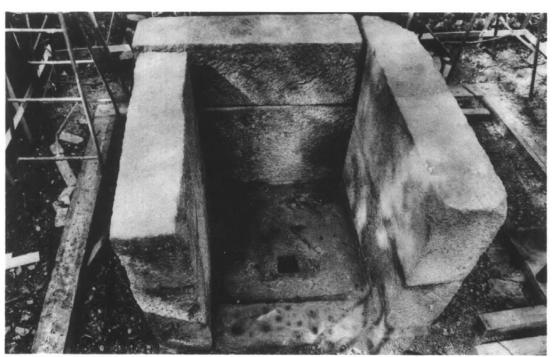
25 屋根石(背面側)取外し中



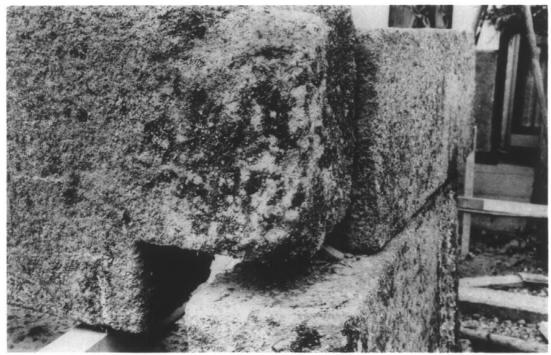
26 屋根石取外し中(背面東側)



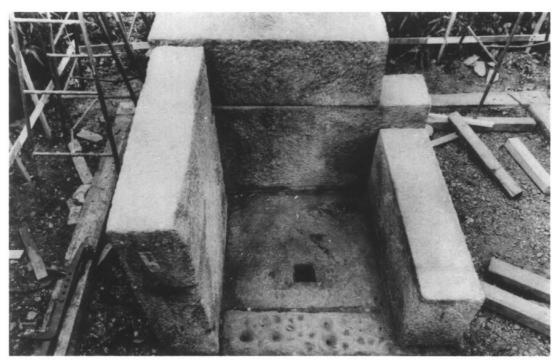
27 屋根石取外し中(背面西側)



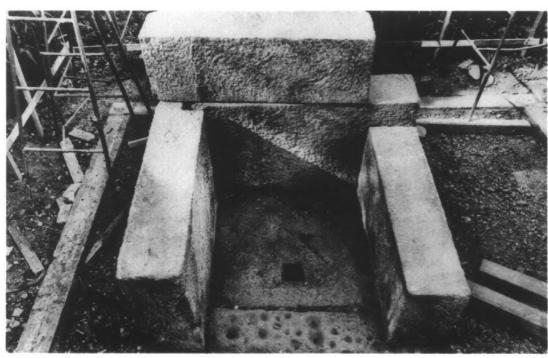
屋根石取外し完了



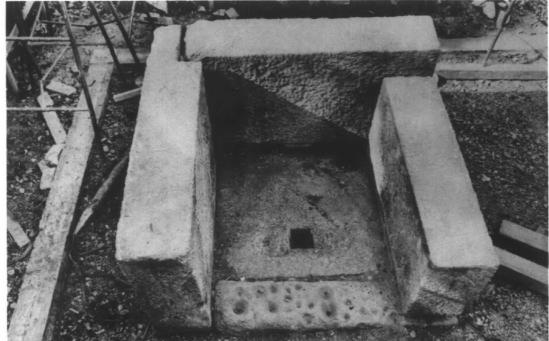
29 壁石取外し中(北東隅上段)



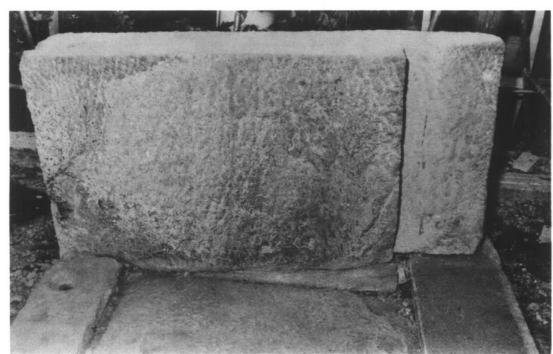
30 壁石取外し中 (手前正面)



31 壁石取外し中



壁石取外し中



33 壁石取外し中 (西面下段内側)



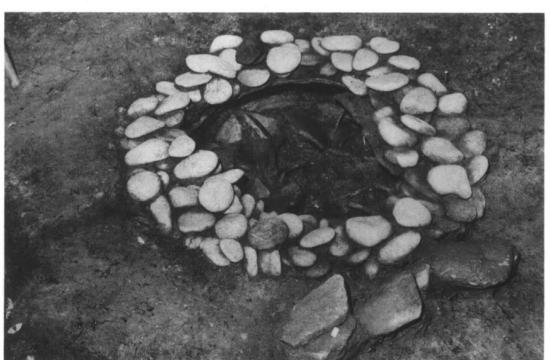
壁石取外し完了



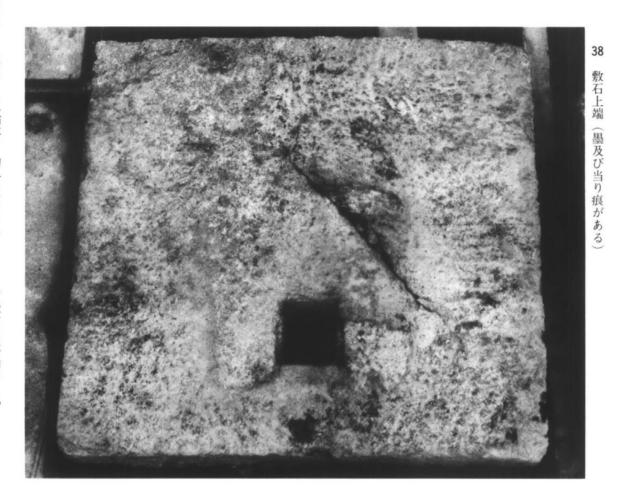
35 敷石 (土台取外し)

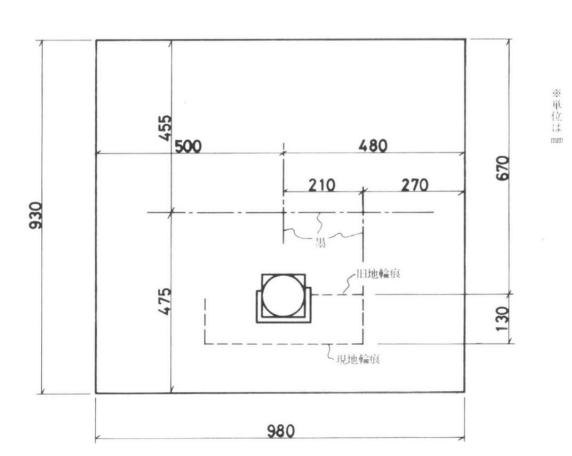


36 敷石取外し(手前玉石は土台石の飼物用、奥の玉石は



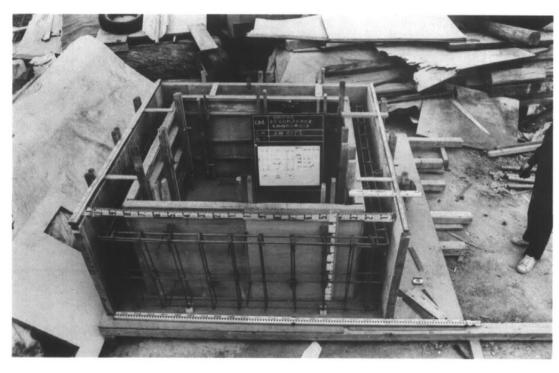
大き取り除いた状態(敷石沈下により壺の上部が破壊され



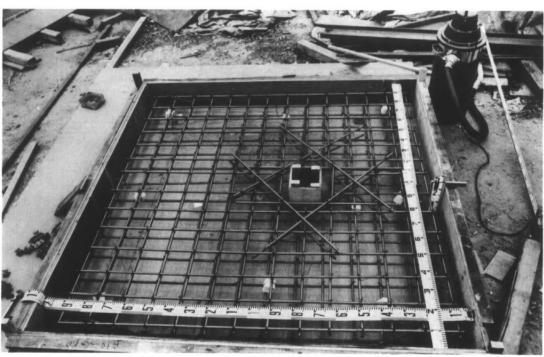




39 根 切



40 布基礎配筋



41 スラブ配筋



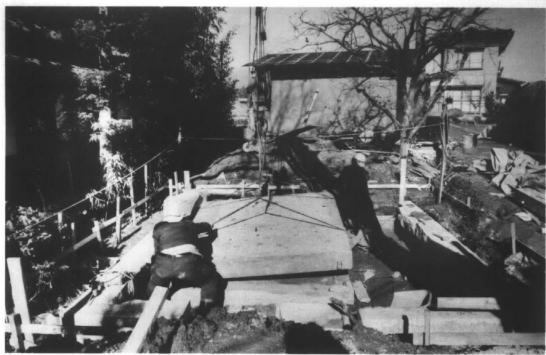
42 コンクリート布基礎据付中



43 骨蔵器据付中



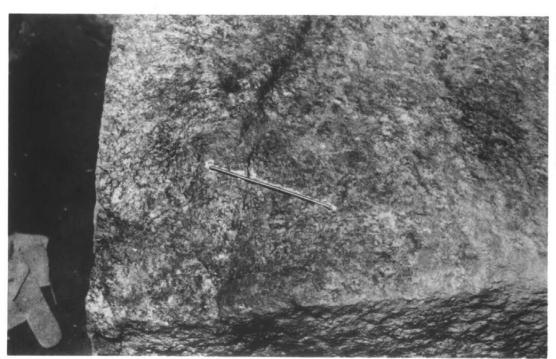
44 同上 据付完了



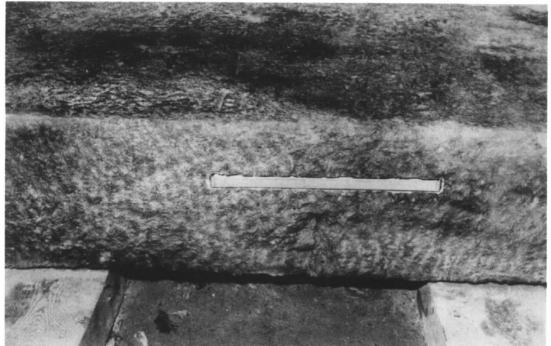
45 コンクリートスラブ据付完了



46 防水処理 (S一〇一塗布)



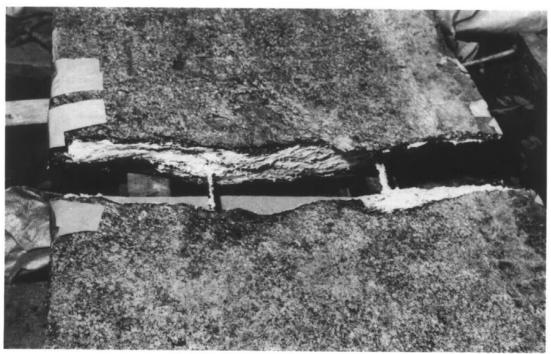
47 屋根石亀裂部鎹補強



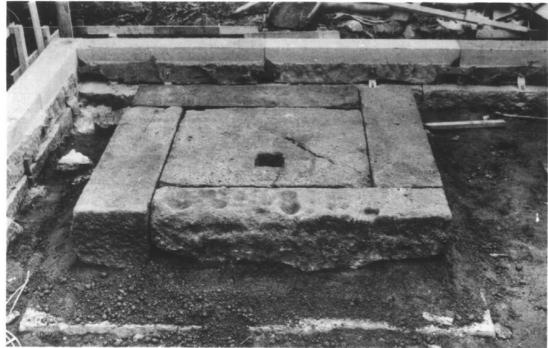
屋根石亀裂部鎹補強



49 屋根石破断面ステンレス筋挿入



50 屋根石接着



敷石土台石据付完了



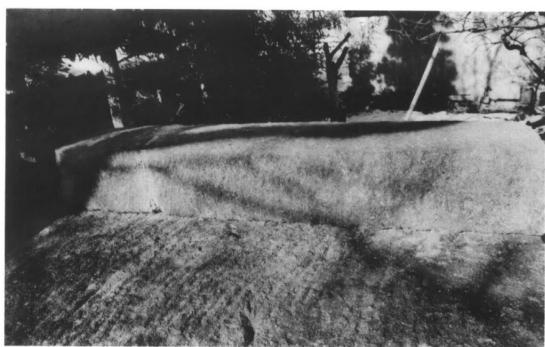
52 壁石積上げ完了 (一段)



53 同上 (二段)



5 屋根石据付完了



55 棟石据付完了



56 指定外五輪塔三基据付完了



正側面



57 仏隆寺石室



十輪院石仏倉



イ 正側面



ロ 内 部 (清水を湛えている)

59 岩船寺石室



亻 正側面



口 屋根背面

60 守福寺宝殿



正 面



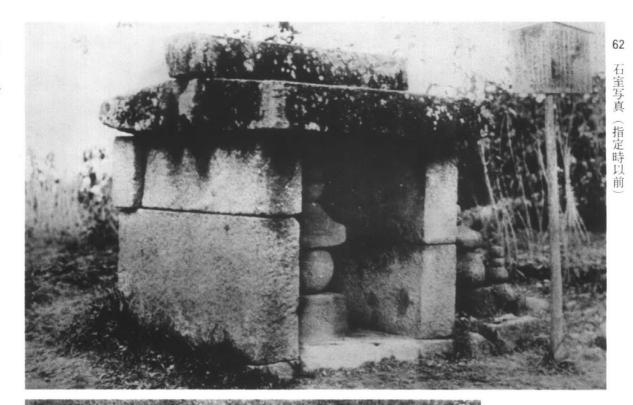
背側面



背側面



棟頂上に刻まれた種子(キリーク







文永寺史(昭和十五年)刊行時に執られた拓本(下伊那教育委員会所蔵



66 常夜燈(慶応三の銘有)



手水舎 (享保十七の銘有)



70 石造三重塔



(明和四の銘有)



文永寺歴代住職の墓石

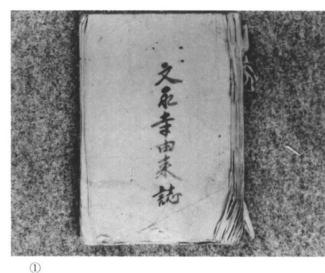
65

文永寺参道 (中央奥は二天門)

石燈籠 (元文六の銘有)

(8)





7

《老明·服》于今次的那与结束是也不不要。得,愿此于都满个一路就会并往生三明分子的百是成为我会并往生三明分子的百是大爱妙寺 债外法定 可語經丁古百是大爱妙寺 债外法定 可語經丁古百是大爱妙寺 债外法全 可語經丁古百是大爱妙寺 债外法全 可語經丁 又多本等, 清報侵馬手三十級教尊不及數一先門之亦其本中, 地村取了五日韓田田主就軍, 追討了時前取了五日韓田神若一人悉, 地底之美外乃所九四四 数動錦衣具三利生宝·荒馬五珍雲 偶五大日明至三草俊清泉法正印有 中,解該一成、寺院,至南、清龍六桥秋松春山八幕、牛林明神、京八年八年 四五大四班至三草像為名法正印有日本法大呼上片原華不事 華 转五天奏 外馬大力之中宝下,明十年代,傳京春祖 ラ帝之為教教之為震等一成成一英

将就直朝臣之外多分。成了任文正三位、当任那和王老近被战王,息了萬野左五

●第三世 三位大代都 府往免市商率任務

寺写住職同幸声古典教

三州十年 理性院手刺愛 五電三年

和仁五年了住職公此事一百六才

茅八世

京順法师

を大兵子神之件 二男三位有大律师二任不林孝

大往生情果 和德元孝賞事存

同毒节日

家人

(11)

○最勝院,是計一城立中前一本事之

他院は

(10) ○平養坊 ○至蓮坊 ○至藏坊 ○至山村 ○至蓮坊 ○至藏坊 ○至山村 ○至蓮坊 ○至藏坊 ○至山村 ○至蓮坊 ○至藏坊 ○至山村 ○李正社 長国下安 ○千水山代院 衛院院共二十三吋 送建有平 小村二時 最際院共二十三吋 送建有平 小村二時 最終 一 第二世 不仁上年了住職 の歴科坊 歌外二 從一位大信却 是此年進 の野科坊 の常住坊 ○等夏於 ○宝福坊 の竹林坊

(12)

程二年之 時間からえるるを数本本本 作会明才質信也度亦充事及七月二次 作会明才質信也度亦充事及七月二次本 性会明才質信也度亦充事及七月二次本 第前神呼 去大四八道は海久公田男礼意心身 る丁伊丁言寂入 松片陰康三城王直三死故守次男 水序个维数尽情与 是明子是七月去一个 ·格上 三位生作体には次点方之 住棚五州年五十六年

14

大水戸年。住職一五任天文这本 法印第侯 楊承、其海、今田升省紀招了作り法方往来 少了京冰中松了通南文本章里歌一制以代天文十三年(教者)就國洪水之歌 從士田元思是田六部右衙門官定方二 第九世 人 天文十三年六月四三五次 可絕妻為落 る故任、本山代性院ラブンモラ 小宣奉定禁公三男 從三位大僧都 松尾城主 (16)

其音對者、皆同感後、流而拜伏、新,對许差別追求者指之、時雨所苦、新,到许差別追求者指之、時雨所苦、新,則许差別追求者指之、時雨所苦、新,則许差別追求者指之、時雨所苦、新,則许差別追求者指之、時雨所苦、 一千度一該摩子行了看為不限老子一千度一該摩子行了看為其外大成了在一直的人工作為其外大成了在一個工作的人工作者,是我是以一种被其外大成了在一个人工作,是我就是以一个人工作。 帝都(米門籍,み找如格之期就便)以上清 日午八杯寄ま事事四国なると教大人を飲まる其明幸被意大国了教子之兵城 梅年至日 其国教教大風、道、改一种は、動行、五十年多日、及京都 9

教之灵場。成了教育教育,年代新於新作為府、萬相三年教了場一者有品和 茅 関山之祖 南皇玉 以正林 本仁立年二世、穂 は大付か

大本達成大之才とはは 五十六才三年ンエアナー日北八日年日七南か 子石工,時七石候,造立が安、華 改成寬情院大湯元相於古 章公立吃服:扇竹學,会一年 姓士成人。十七枝我旺止他界而則,故 教幸石は石 か在六年本十月三日

起極新舞六月六日家又住職十年上年 神事女人揮正少補 召山顿公三田力

歌·於《五明五年已三月卷清初使》院《海戲新》清教亦为不是一代下條計新教之四十八下條》四家之故鬼門計飲以至作條便三字戲歌運長人。 立明元年明衛日本本本日五四月

の動化シナを佐と報守ト為本世學例

佛八十年尊傷:雲處,作佛下皆主

(15)

を サリッ 住たった から六年 東 さまった を 経士高橋母後教内主横あ人乃供へ中付 解析はも後、富文元寺、まりまら 殿守 開州はも後、富文元寺、まりまら 殿守 関州はも後、富文元寺、まりまる殿守 我,就幸二二五永寺近尚清京之同版会 法印達成 科達城上 代津京野 去大衛門五野侯通公之食 落在三門科 释提正位阿本等 卷次公之第三男 (13)

642

城代、立高・日五くころ立古事

年生之れ寺引神孝、登城ナンラゼロラ 城上禁山中一門備院如来三大係为了

(18)

李事三年老夜以無程的他界上至了李老人大主会文大和寺瀬元公、歌局(英之)、中海、新教文和元公、歌局(英之)、中海、新教文和元公、歌局(英之)、大主会文大和寺瀬元公、中局武司院公大主会文大和寺瀬元公、中局武司院公大主会文大和寺瀬元公、中局武司、北神孝之是中世中主义所弘に武手之秋神孝之是中世中 三雄方三龍鳴之城代之為一伯又至親南人了連三天司四公八門茶之五七代玄公下去五七代玄公下去 以有弄多文献河波守報长公里輕元· スをははまり 努い時、物士福八豊前代と 元子代店職 内川東方子、雨人子走り シテわり麦季額雪百年ならべ店のほか

と高橋里後到人事如東海体三中。東大

為沒礼供柳。調 稻傷中山潭左河男

弘次三年了祥奉上城中是侯玄石路多人 (34)

她頭 与士心民之輩皆旨帳,就人如清達所持衛附,極十部中,領主

·南·李·奉山·送·爱·歌時下汗近山鼓荡人同十香然頭做下件独了毒三弦性冠粉修行在而一七日~~ 昼夜轉枝感样风水之寺院卷·年集之至,如林遠村风水之寺院卷·年集之至,如本做三年明三月分了入外大供養障 芝倒したと なった なり 春は事本代となった 古る れい祭り春は事本代と 許能が重、要保っ去、共、面人大、洗。截以以、親、守院主法印一町かる町、相傳度内寺海佛、清教像一数人

(20) はなるお 道野这五 七八年七 网 蓮 免田思 二八次事 南領し上 能同川 山岸大室 · 工 龙龙村 村 徳天次れを一門 就酒井左送 同様の生まれ門 海行 音の変を大い思 **茶車新兵衛** 楊八三九四 秀定電風里前洋水 手以旗九二門 内山王族 聖村原立門 三石三郎左門 味ん四九七月 克 顿

(22) 事中一世 海点人をかからなけるのこれである 大山中 一年版 数は大をかからなかできまからから ちん 中山堂~如東成八路飯依食~纸法经法科 俸城山王の下京縣三年、富寺へ移し春で 夏和四年八年一月二十八日職四五十年 透極若缺守る 思王正十年末了任職 然代数日首沉遠利,前以声寺领百六十五七汗幹也松此底。 寂又

幸石人院主選中山近年了当寺三坊東京 盡以迎之孝、富山院三非 隣东 不蘇三年粮煮一月六中山了四体院本 ·春·晨·德·子·左·春·八美·三·美 清·海·通·冷虚·舟·雷·涛科酒远是。出 清·冰·温·冷虚·舟·雷·涛科酒远是。出 平·冷体·子·之·盖·涛·洛·特·卢·裕 选来登· 冷经和衛 尾科村指生 ~ 三 秦彩,上海军令一位了和解,年一为西州寺二州中山村 死性玄は等身歴:被稱之及人像中軍次奏には等等り歴:被稱之及人像中軍在五後人住疾,成り中山堂上清秦り年 建立一普請料。甲及侯玄公司文本寺 体性主事前·於于如法性治行及無動的 次二年 多多城主奏, 耳兒之城香三代 (成のないのなり)きみれるとおし大堂ラ

土佐守了供灰景、全村山土平望堂後 城代在録ナニテモ年軍民武田臣下获皇 住職年教共生年日年八月本かる我人王文本四年が記是了天正十年年近 ・は中京然の

島井前何以守姓己二三男水山京都

山城之國軍品武官官官城後 從三住大僧都 善覺從教

程收院分二弟子

同把實施 李田領之 島の村 量克奇村 好為村 中田五 t 海松九五門 秦九連左門 第五服之か 古近春打九六 凌律富度 官洋和泉寺 本島七九八門 匹衣卷頭 唯久 海流 久等

本事主主,則一面便外。唐余字选读本事情有,仍而以于其由然,西西外。读,母籍有,仍而以于其由然,西西外。读,母籍有,仍而以于其由然,西班外。读,母德为古之稿心堂前代。惟以即去礼的,是有人,幸福之人,是以 建,母德有,仍而以于其由然,西班外。读,母传《北京》

本尊太元明五年利益荒为成事的级信其後元息二年次日信玄信信之高寺上张、常典行人流源等上京城市等等五年以及之件極繁昌后第年 清冷繁昌一分社会外都中五統三經科佛在年数十石 五日改年不钱七枚五貫上為路太印 は白筆をは経久り送しると其外は大力 尾科林 中山東山左三門 萬楊崔俊

中一個人

森 對馬首般 医无毒

意其净孝 紀室禪師和尚

結家連審之初り

為校主 的别母法寺 克利車

今田城 · 白山山土

桃井豈前亮

拉西安张泽 数时前

花名左数

あっ一数な城市 成一年足成城及でなる軍教の教、等及天日山寺村死ともは京公三は息る 及田縣報公徳田信長は京公三は見るる田縣報公徳田信長は京公三は大きる大東京で、大東京で、大東京で、大東京で、大東の

福思神事美女和歌四年十七九月 京廣大是一路方立仍了再分件拿

(24)

万毫差道中安行死献清海上新领祥者一家属公山市把公子中播放了一种假女工人被安庆文体的教人都一样之人的一次大大作品大人作品大大人作品大大人的一个大人的一个大人的一个大人的一个大人的一个大人的一个大人的一个

本る天では在中·西人事·直様なる·草湯のを黄子で、子本寺へは報·意伏山

事了任事了 廣顯章 无禄子子幸人是我是我人人人不敢一篇人有权、侯安野了人人不再

十二坊皆追放我一行多八河島 清下去

中黄柳東前三清田何の次子清性送り十四日 新集、訪州参指」意、其後、悉、族とう年生近任何人が清津、仏名来下院付了万代了 年数上中華 省住村 三坊けえ続

克蘇京年 中,四月十五一段八百

万次三年三住職 本山龍性院テエ系よ

母君貴寺できるれ寺八本報と 意伏山と

前是於敵选作夫科习行水事祈願成應

馬のできり、敵、大集、有のか、其内·相及ら、二家中皆対死たを何、功の不足然に勝利覚事奏いるのないない内内を一次大事、勝利覚事奏いるの知を、本内を一次大事、城中僅の三次名をでは、勢数で人、歌、、城中僅の三次名をで

舊羽大騰七年頭"其座"立去以為二

一馬之外題志 好日子 対死人大意 18:1八下数

百人一到建七年久城一层说挥者以用意"十

(皆追附于黃限水縣舞道,竟上家康公傅之家柳不残特老之下数何,在少之家康公

(は 四一般: 黄 茶人親-流路は、野心安をあり 所領以被奪人太上皆放之奔走 成文 五正十年七五種民公事都·於于各点 家康公水櫃下相替相該仰一位了一安安人像子法他果了次二家智如久万.笔上四周三周所二次子掛字提該五周三通,取不應 開所方面,至所野武工八荒者数百八問子其後各五報氏公家康至後上意,這沒作 下去三不随一体,伴奉了对牛,我自何との有頭、分私之を由門但と考入如人類氏に 三、為入城下因都今日上城、井上安衛寺入城頂戴本都六十寶安備上以上看書頂戴 大和守在四位下降颗八十任年十八年前古 通一颗氏公是等了不通言至一荒者在人 食子降為"仍于上城,其传手子供此人 而名借罗門母建一个四諸生額在下送

首は上は他、及び崔近か子野猪三人、功教!所万電花三家老女人左側小阪田、城●

(25) 老大う脚の城が焼失人教時禄年 音、年年と言い初途、以次飯田保城入其祖う軍主中街の首は押っていて、城中、人食う苦は 二位權律師 我心是便是不是 何今领地高定,美可恨、幸饒百年生在一成八人天正十七年 以地·移文 東京院院京文は長城北京大阪東京大阪寺 上、寺地で 柳蓝ラ残文 董不動之及此之中,祥年五祈顧所成事 三十的紀八神庫領又為科所成,城代数日 故時八里臣秀天間白上了 親國法和 九五種花己男 浅, 八八年十二十二

金额群

押清八事不能神奉

関は成

題見奉行。任以國中日為一高寺三年了不與其後後安三年動。 看礼前 清代虚,然 夏祖元年了住職 万次三年,近三十年年五日 明王高附领之边决重之仍力

27)

及者相可·阿島取持。仍戶阿特院如来 馬戴古府科 勤之狗人海龙中人内额之子同言佛四年任徒治印四七七个高透起 お大澤二於于數美又持頭長勝院法印然後 上户(出下)在帳人将節本山既也说·清遇 五社之若宜"勤請心祭:你必我会思為你的天候一大多一家也依不録時明神表似前天禄丁六年之後辛寺三坊置新 《飯三方八登師三清清事都了臨國三丁追雙今或:養了不面目,第一去來了京高寺其就戶故屬成二大屋可失日軍帳三宣析 す立坊~院里皆被減~田竹山地成 如公人仍下寺之用势之行了政後生和之年 化一付十第五法印三間帳了但三十二京 又 五社之若信:動精中祭:你安莊皇 第二弟子送传了引速小江户表一組附独 助之宝柳江户表芝年清尾悟老中故 放馬成二大屋の失い石帳之宝折

使长之軍勢人民。大手一十二十五日 京体四年 了住職 夏季三九年前 同年度 这七九日家之 り強義、逐年紛失之品終之取安、命事 第十五 法印灵像 天原周報 其 数本町

江戸養、佐印出侍杯席朱印之席書項於 大元明王供领七十五元:明山三年 奉書 供与尼切近進年尼桐本律等領 如中西歐龍八三於海門寺便後七天京樓

万代三年よる年三月世六の方人

日立十四年一明

第十三世的大小

清印俊信

味雅在宝亮各兒 三位大僧都 山城園 犯安

家臣城西后馬助大平三十五提共: 对死人 下乙其經又在北南,我日十五周香水山 其時では西大が十二歳を道、後、下町氏

皆禮一前三十多

坊外在陽院·擅中一成五三菩提修上也有:漢下如之不由降意大阿宮郭三代十二

其年数四百五根年年二元禄年上之

在寺底里後三年号宝在工初边

額成就 中央之片完山成上皆 孝子尊敬人

王諸拉中一動,王二子希·西南大高

入食了一大寺冷建立坎方内再建、近国

取描、任意野、友法是分子奉香精尚

海風勢とテ書堂を起残る神事上海の氏と野らり飲いまして海祖中、禁息河下の事送住職ナニ・事丁り

印·世上成下法势出情日寺中之破稍了縣 改,新之送五文京保四年度十三月日改度縣奏殿門杨陀室朝使門远大日

生は一時題、色大本十年になったい

多りをるう使いまい夏保元年稲込い其時水三衛ラ光輩に放い新身棒放落 信信のおまとは事本山と海耳とかったことでは持名をいいるまでかりませれずま大か 呵、三人体を村あるをを面替る人なる 信侵,行十五至一年高、安故借、方八年 云延ら最勝だりまい何から他行い子再度不好 一面日中二面所有三依了五次墓野边这至上

三有一吐;在下了眠口到,學往里。還不在有了上前事大人是表;你面是我一大人就不可以不是我一大人生不能心理不是我一個一大人生不能心理在了一点,他面。悉人有 致信中我一个年底;是他人是:福花了沒不是我一人 立人有き シ事法編、事了トンな異人歌弄を要山下 元文元年日、佐教子断分所主公

新二年文章五章日月記禄帳店上完配以付了衛二年上者差五重於七月之一 横文文。書清致物去三大名五并引野一概成故談方太平庫表三皆等报之大井三階皆之三卷三方本章入納以及節本章大勢 成了一方、所通保多小夏延元年過之口的時 豆が不致去、多水幸、運一次外位研心具 東東外,姓夫人以時季內水車過去帳

我我,同艺住这日本入妻五所,送你我,古頂戴帝明和五年,引七代,法綾子

立緒から情事我呼前以病氣起

研·五輪中南向大志東西標·長起>

本山程性快殿山事览於住職多輪村主成後人村士上京國人是为住職的

A久在色音祥久公司·以山地·與二林主

鐵是公本京崎田雪上之人敢村,被奉

官崎品在門書人 家姓大職官藤庭

河島 为地致所自然上的不和一成了村方本领

第十古世 英宣语印

こる中以下教行賜、并次城下魏至永下之子以至縣都多於後、十年以底中情不臣九十上 官保十六年了 其後北海氏政公清报七子衛与銀日本城 任職 致方,艺祖、艺城主 為提雜在門下見

直了多其都和行八万石成少人 我成了小村人五傳, 英数法印 宝和七年十二月廿二日教のまり 生徒大優 第大世 是是大点百年 恐如你许古家礼徒 古生名古懂任藤清空門三男三中心 正位蜜颜花,号、往大 如う高 高二任不

職二年二次保陳氏·芝松三同所務尾城三七年三任職十二其後五時元年三十五年本任

35)

鄉中三一學之其完社事也立顧了一利生 う動りね後、長谷をみなる傷明神」 小笠原揚部題侯貴公之私臣任藤德本走 荒多等以安衣と即近社致嚴重者之 八八所领传青分顧。依其於三下之去 名本作田中ト其外三至君位貴公、梅二書 柳本方當名古然了五配了村中一直上的 ★四日 意、京水、光午ラボトモラ後ラ 春政天正十年級田信長八降光·三日年九

道八其降五年京八得,以代三里,提町住とより至園者水山程性院殿(春秋)春秋一大田殿,家臣三十七次,完成三所是

污家人数多片常,則一在時生起代息

是り新い者アレル耳、掛りないべい云つ詞は

野在中将二位殿寿额师公道之部。成后代法中《横者系统成法》教章于前之意然系是成成者,教章于前之意然系图者的提性民教二七時,村直降張大

大內紫電戲,体祈禱和動,正三位,

共把,展了恶犯,成了放塘烧成事了了 二在传然人多惠之五十音中一於十村佐,老老

因此呼通り仁兹者其わゝ作風義至了該

大石与以子是立人又二天門子新子之建立人

えの仇名しき機者はヤルトニア

之味る法下いる路信人仇我! 年七年丁 力電のラントスの其仰の仍下粮之法下は 置って天根馬中子四子啊,要了了写何

我又清蓮死病是食

南山四美化野心首 雅大門間架 常名三仙法が云

(34)

親にせた

明和五年僧我模太与路藏堂了一日日古 宝佛十六年 一任務年数三十年 字こう

(36)

入院大投一家有用人多 花田所完行引

り其外事後之体後来ラ科な解因と 聽養中,許艺綱代之樂東柳子

差徒了連上住職嚴富人不古支配所

安三十十一同傍。其頃、大周朝 ない事に近上の時には一日時の其間の大田町上大生ラ 入水食至了借,順清中は帰國前:幸了失舟接极落三季中,屋柳霞飛,或以發 不与也体院,在戶面至于第五款海污 不運成者、是与根子方本代之国熟 ●走八根下沿院主は帰院工大をうけ入し 要すいゆきことの面有なりをるこ

吃一城可以有和助之颜了去及情村,何之海奉新所様了山内意之神程方妻り

本尊歌西老菩院祭祀意八八一何十十二

あらべ苦号を本寺同寺国存の代を世でき

三俸村子志意 像可力放手裁好

惟り佛納る事:故後は中村方和勢、

额以極中總代之者共市少有一百八十八年

布施·香時食滴言者三月二号与定子在施·香時食滴言很多一月二色例過三個

重於之次第下后儀,本成之,或大成

軽り納るテ成名計りき記通りよる種

至至此村伊至本,也很大近秦人文任至本松尾山是在寺,秦左右师上去籍科了 林大之級後、梅うう過かり引出かう期し 由述往大伊豆木的先祖北至原原公 長安长在寺龍端了林建北成寺领上

浙水成日的結練 夏极也五事十 清書附 らかナが近建立相成長の以献 ●成了于国第二子安住を信を相談せい 在古、鬼を有り数十代生了なる寺地 故事可聞毛之本寺法中様以樣以外

来产思休,他成人敢本,顧妻,得宣奉 新、相類以清直京,清書原數,率言院 国あ、不届す」直言教程性院前 引、方漢輪野,又注意、古在和限り切っ理性院引序,落輪った小河島時役所 被丁清宣出事所清宣孫後士妻為歌 老本山我姓院了清宣清所,為最

子領 握中不敢像仍了不和成成之下 阿島序化就所見江戸古父帝成了吏子 芝松:相選之下的問三次放於詩事 樣一萬府村京本領寺領於前老面三 江产工四颜香与出付八面三年英數法中 五十相感子有高 并此照所 在出新 的 清京中放去之程,罪安日有三外年二十八年八 者以二五行とう記院、奉頼トラ

先行,通,成为,事,其称相及被称了家 堪亦三艺祖通了成名为附校、所成以皇中艺起,不被通了不納者是時人任寺 付不可方共元先次字 直·成名の略子八不 附多可顧園覆与先祖,施行通上高 法悉誓兵情,看也此所主称,从三有職布施押之犯,通一不納者。代兵菩提寺 附由法官申未了极度爱爱的意 當時內福成者也之任不因高,前三同社

三外暗又村長を寺古東了。天元寺の教夕,室村宝村アランはは取戻しては。 三年寺(法用、薩はよう上面不幸故こ直、度をなさが高山は下村よれなよう ラルまでは 月レテ時又奏住ねなる去す 竹、動、玉り竹みれ幸ら徒主村上六草 光下万年以外近寺中, 計しみ不寺寺 你了事意子車心旅僧」具言大儀、信 意法中 様好、モラ富い千利京随

拉中内族シラ入用ラ集ノ上京子得室、外 大小何处成去立返可以上之成又走了時又村 解、飯田序從所近訴事室再所直本所,愈以席室序所直本寺,成三時又八

武七斌;是作四天京重有:兵大三两一号。一满了至七基松七本建者了数人至了是提出了数是十五人教之事也将一度多了数人有数之事也将上五人教之事也将上五人教人教之事也将上五人教人教人教人教人教人教人教人教

(42)

清章王九南寺 當寺人以之私王衣 沒族之歷元年新三位左中将清建公 平,清盛,孫內大臣平官登三男 力素像水門二三男

云国推

海南ラ入水ンモン公建幻少ラナ

氏. 城三差是了該心安二至八丁養品 道一張早乳母的銀有了左本東上田根洋

成長之三、鎌倉三代将軍,後,北孝

孫、方え、弟僧ナり 寛成元章八年の古れー、一百二十五年前 秦惟松本東艺町

(41)

も三世界 芝耕み龍養様うは借り 八数多重正明白書で、取持八五代拜見いて下るの面の書のまなり、再周 第一至龍養儀なべき物本東い 下扶養老病差了法借一用分了競家 老龍養機太少色松本東山

香神祥奉《上覧文是等·品远能長法大小先旗本《京三東園》作鄉,熱懷皆八個那部,香馥織于發入多数何較新了 至了其疏,少、も乗り又則付記しまっま 仁愛をなる故いお人思いるないまで何あ 阿島在农神等時代引得了大傅宝 多看方,往去母是在数代子之殿,祥卷 電力は保長表名介を様はるから成り 法住職,法由流、依下大、夢放好人可 書冊かの借用有予悉の法語でしまう神奉 我一看女夏政順日 東洋殿大新

二次年十月六日日最石寺子還化二五八清年

る我心故人我八行抄院長い三小而言る●和

己的任寺龍養法中棋子迎子電政事 下盖るろ心易ラグレテ展新名上田丹城は

殿海中 横打了於于江戸内冰寺 和胜有之

清追放成了事情,好五一英

污教新手

長四寺、海宝子元五通、文

九十五れ寺伝

職作代日結

图

秦 記録年久

成立成 老去一本山北北

一の歌あり相成暴を法印

(43)

陵殿 治照党工人則住職以輪右於我 一两島横之志清遊意 智文男年 在家者这一别歌之来事大手。 納以 ・マン食之仍を書降い不及をおす面好 張俸,記職以降院主禄而代之術時 古之多有り 夏優益思桑車片等性成務三記奉 教食,清送柳至了成者信至了你 第十一色 及任職成縣,長三人論歌る交達

誠えら何とと大か高の連さいまして親来 記着様の近1な川寺、松はよいて親生、 ラケテニ・寺院の観かのする人妻も政係ラ 次任毒棒、松養様, 另外本也·力東· 題林鬼川霊障事(独心战~世鬼川寺 法中林公幸好 艺花戲 多九川寺 西港代支 人相色であり人体ま次年 養かり 光後 然川寺,後住一部一三部華

中二世 は中がる 教元三年城一年十二年五二年以外女村日 任夫王華中了了意国之人一多人大和守 三领三等病の財馬守上方と十二代小る 立改二の年月住職艺松山城国高為 事差教氏了武術,賣以 元一把名与深属一号一墓他村五人成儿 村首先本氏次印在六三男 上清感意

造戲(備)題覧, 京家·紀録:写了住職、常言於刊七

村中部一日,被龍長法下林山山力之才

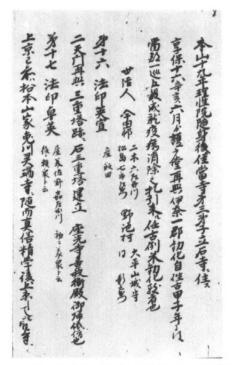
其後考本芒町三是所了移了小玄像之門

写文、発明版代・又一村、首領・成一二十氏北条が、孫相様又道高時に成亡二十氏 右京亮,名東、数代住之、一其後一度 表時達 周者助了一部,村主成人力松

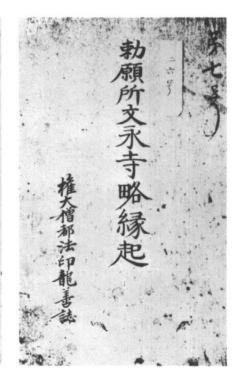
松中与没有故村子山松村二十二

実よとは考えそかかつ大田精成共活者量通例かり

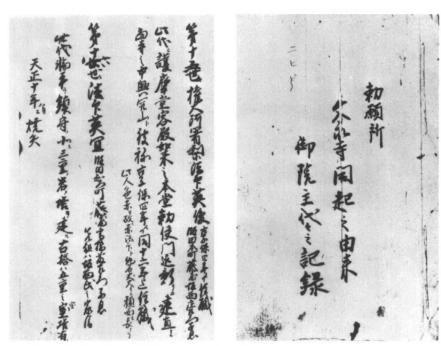
(44)



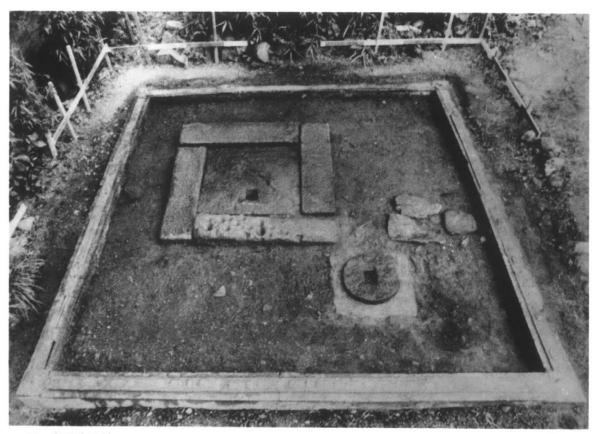
之人不是一些人大德也才子轉後安報寺中也才一才子清澄如外之本書室物名任意國元·可佛首中食自分看上京才子戶海過外有世底空物名任意國元·可佛首中食自分看上京才子戶海過外有世底空物名任意國元·可佛首中食自分看上京才子戶海過外有世底空物名任意國元·可佛首中食自分看上京才子戶海過內班原達國家上面門內院商寺大成之路引請都堂建立寺鎮田湖寺也委改在水上面門內院商寺大成之路引請都堂建立寺鎮田湖寺也委改在水上面門內院商寺大成之路引請都堂建立寺鎮田湖寺也委改在水上面門內院商寺大成之路引請都堂建立寺鎮田湖寺中也不可能在



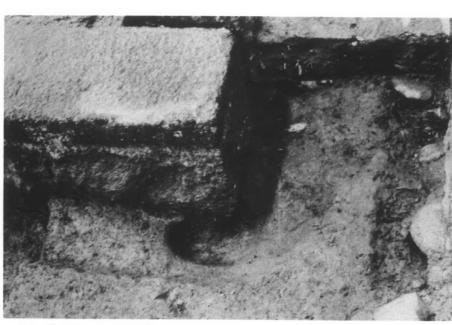
72 古文書 (文永寺所蔵、15・16世の項)



73 古文書 (文永寺所蔵、15・16世の項)



74 敷地内全景



75 北西隅土台石下部掘り方



76 北側土台石下部掘り方



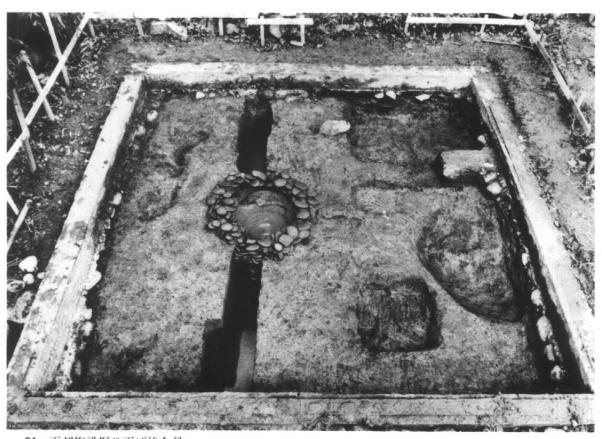




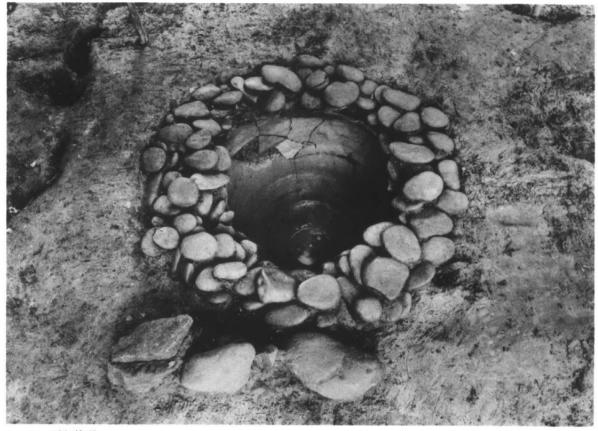
79 土台石·敷石下部



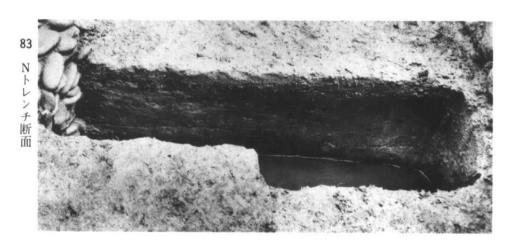
80 下部施設礫検出状態



81 下部施設掘り下げ後全景



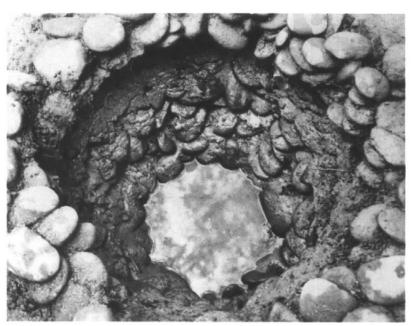
82 下部施設







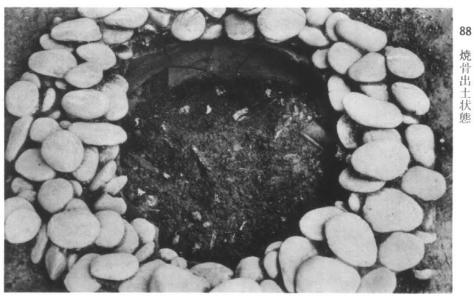
86 外護石積外面

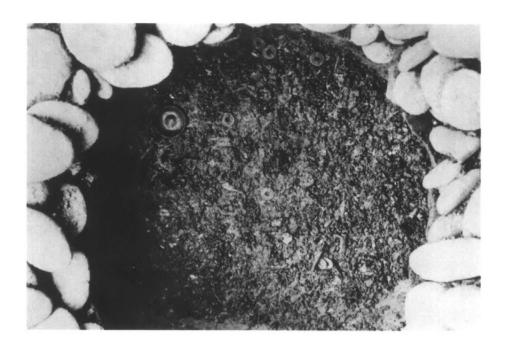


85 甕取りはずし後の状態

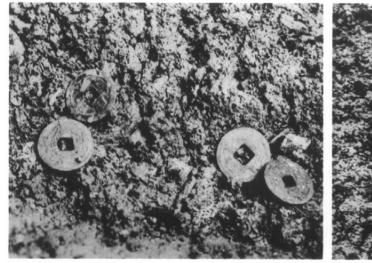


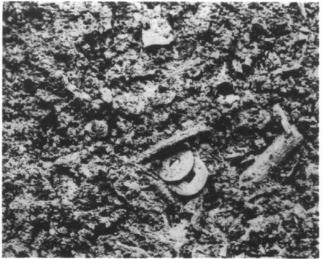
87 鉄釉小壺出土状態







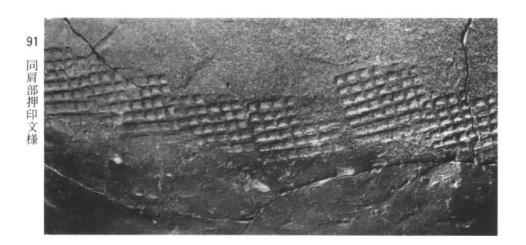




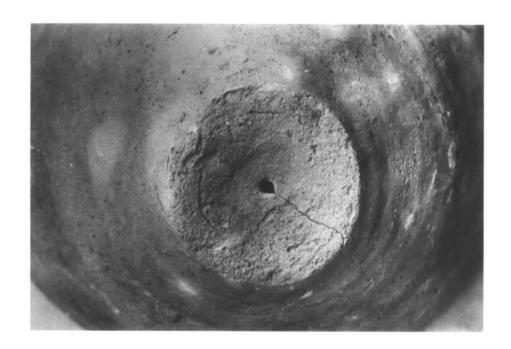
89 焼骨、土師器小皿、銭貨出土状態



90 常滑焼大型甕

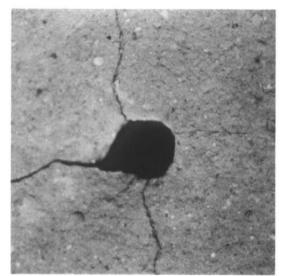












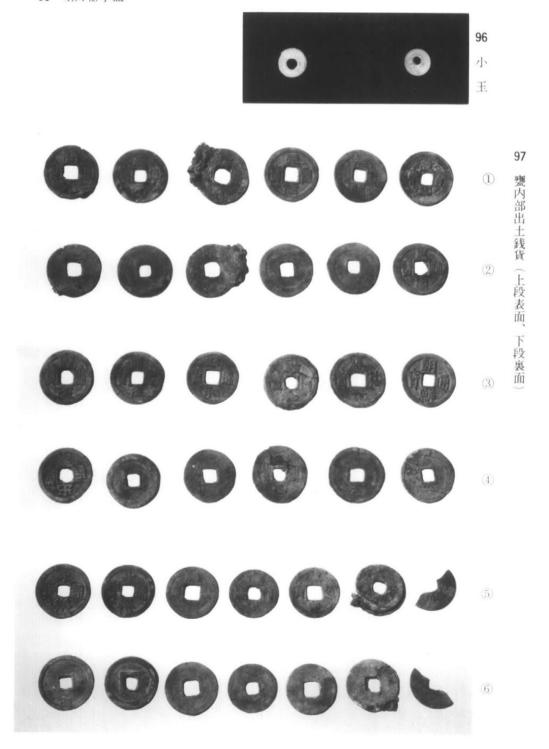
内面



94 鉄釉小壺



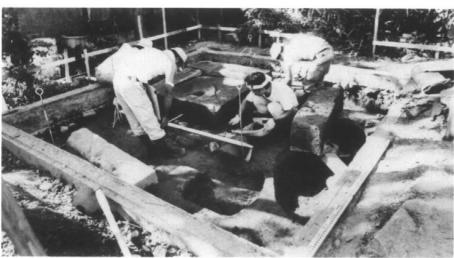
95 土師器小皿







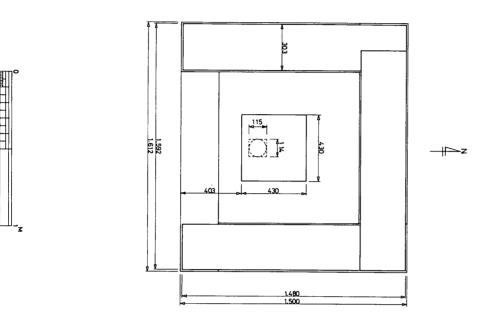
99 土台石取りはず



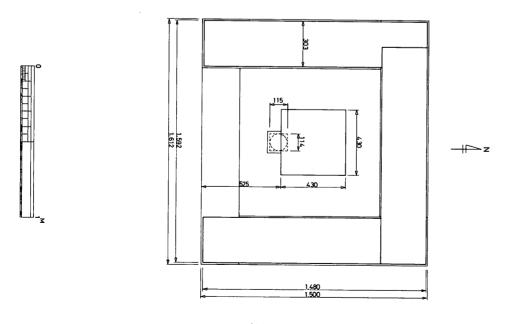
100 甕内部掘り下げ



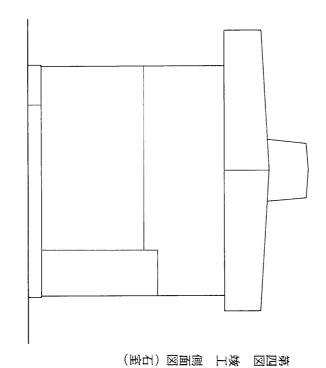
101 甕取りはずし

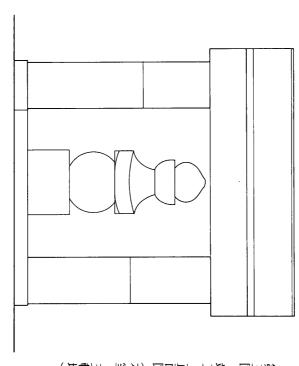


第二図 修理前 平面図(石室・五輪塔)

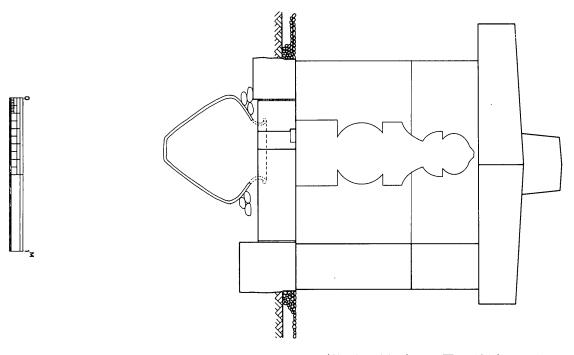


第一図 竣工 平面図(石室・五輪塔)

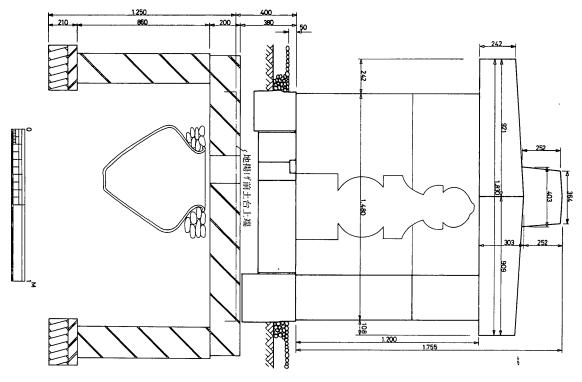




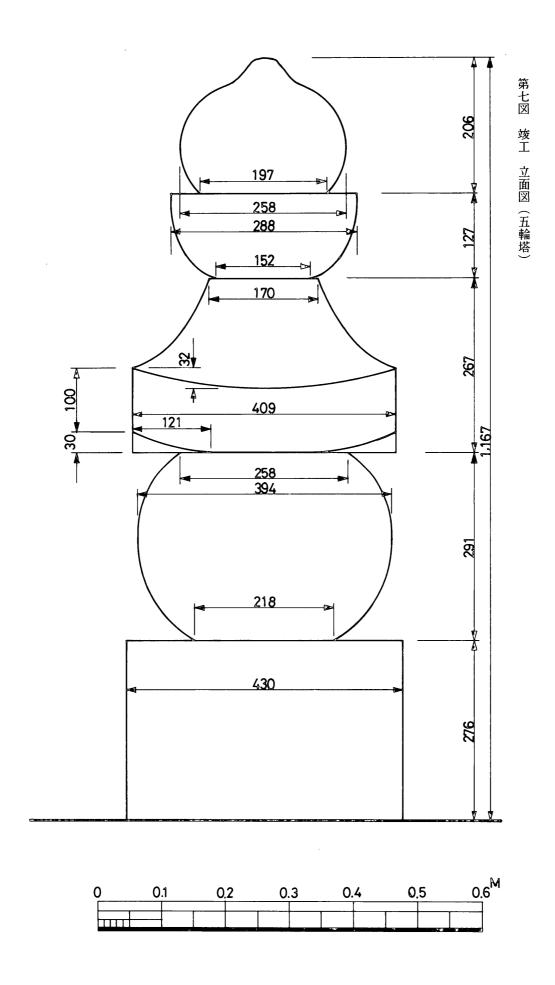
第三図(竣工)正面図(石室・五輪塔)



第六図(修理前)断面図(石室・五輪塔)



第五図 竣工 断面図(石室・五輪塔)



昭和六十二年三月

重要文化財文永寺石室・五輪塔修理工事報告書

製印

行

発

集

財団法人 文化財建造物保存技術協会

有限会社 真

京都市下京区油小路仏光寺上ル

陽

重要文化財 修理委員会 文永寺石室・五輪塔保存

社

	•			
		·		
i				
: : :				
4				